

昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第一部

——改正への胎動から改正要綱をめぐる議論まで——

浅 木 慎 一

はしがき

平成六年度に、「明治初期における金融機関の発達と株式会社法の移植」を主題として、浜田道代教授（名古屋大学）と伊藤紀彦教授（中京大学）が共同研究を開始された。この研究は、平成五年度の財団法人全国銀行学術研究振興財団の研究助成を受けることとなった。右の共同研究は、その後さらにその対象をひろげ、株式会社法移植以降のわが国の会社法改正の歴史的展開をも視野に含めることとなった。私も右の拡大された共同研究に参加させていただくこととなり、昭和一三年の会社法改正を担当することとなった。本稿は、私の担当部分の研究の言わば入り口にあたる部分を、資料の整理を兼ねて、さしあたってまとめたものである。

第一章 法改正の背景となった環境の素描

第一節 企業社会をめぐる一般的概況

第二節 統計面からみた会社の概況

- 第三節 企業の経営をめぐる概況
 - 第四節 若干の重要な論点に関する概況——法と実際との乖離
 - (1) 権利株の譲渡
 - (2) 取締役
 - (3) 会社の計算
- 第二章 法改正への胎動
- 第一節 緒言
 - 第二節 東京商工会議所の活動
 - 第三節 政府の動向
 - 第四節 学界の議論状況
- 第三章 商法改正要綱をめぐる
- 第一節 改正要綱の決定
 - 第二節 改正要綱の概要
 - 第三節 改正要綱公表直後の反響
 - 第四節 改正要綱をめぐる学界の議論状況
 - (1) 昭和六年
 - (2) 昭和七年
 - (3) 昭和八年
 - (4) 昭和九年

第一章 法改正の背景となった環境の素描

第一節 企業社会をめぐる一般的概況

前回の商法改正がなつた明治四四年、わが国は明治期を通じての懸案であつた関税自主権を全面的に回復した。これによって保護関税制度が本格的に発足し、国内の各種産業が近代企業として成長しうる環境が整備され、大正期を迎えたわけである。

大正初年、日露戦争後に到来した企業勃興熱はすでに過去のものとなつていた。そして、日露戦争後に新設あるいは拡張された事業の少なからぬものが、施設過剰および技術的な未熟さを原因として赤字経営を続け、経営困難に陥つていた。⁽¹⁾

右の事態を一変させたのが大正三年八月に勃発した第一次世界大戦であつた。この大戦は、わが国の経済の飛躍的發展を培う契機となつたが、これはすでに日露戦争後に勃興した各種企業という基盤があつたがための成果であつたと評価しえよう。わが国の近代企業は、この大戦の間に巨大な利潤をあげ、従来わが近代企業の最大の弱点であつた財政資力の貧弱さを短期間に一掃した。⁽²⁾さらに、大戦終結後においても、戦後景気の現出によつて好況は継続した。この戦後景気はきわめて激甚なものであり、たとえば東京株式取引所株価は、大正八年の最安値が一月に記録した一八三円一〇銭であつたものが、大正九年三月には、同年の最高値、五四九円を記録している。⁽³⁾この時期の景気の熱狂度は、海外のそれをはるかに上回るものであつたといわれている。⁽⁴⁾

大正九年三月一五日、東京市場で株価が暴落し、市場は一六日から二日間にわたり立会停止となつた。これが戦後恐慌のはじまりである。⁽⁵⁾これを境にして、戦後景気は急崩壊する。いわゆる「大正九年の大反動」である。

同年四月七日には、再び株価が暴落し、東京・大阪市場ともに同月一二日まで立会停止となった。⁽⁶⁾この一連の大反動で、主要株式の株価は、五六パーセントから八二パーセントの惨落をみたという。⁽⁷⁾この結果、国民にひろまった株式投機熱は大きな痛手を被った。

右の大反動は、少なからぬ企業に深大な打撃を与えたが、その当時、すみやかに破綻を公表し、整理を徹底的に断行したものはその一部にすぎず、より多くの企業は、表面を粉飾して事業の大きな傷を内攻させた。無理を続けて欠損はますます膨大となり、そのしわ寄せは銀行の不良貸付額の累増となって秘匿されることになった。そして、かかる弥縫が行き詰まって最後の破局にきたのが昭和二年の金融恐慌であった。⁽⁸⁾一方、この大反動によっ

て、破綻解散の道を歩まざるをえなくなった企業も少なくなく、かかる企業の強大企業への吸収、合併という形での整理も少なからず進展した。わが国における企業集中がもつとも飛躍的に進展したのも、この時期であった。⁽⁹⁾

昭和二年三月一五日、東京渡辺銀行、あかぢ貯蓄銀行の破綻休業に端を發した金融恐慌は、同年四月一八日、台湾銀行が台湾島内店舗を除いて休業したことによって決定的な局面を迎える。巨額の不良債権の破綻が原因であった。株式市場は恐慌相場を呈するとともに、各地で取付け騒動が頻発した。⁽¹⁰⁾

右の金融恐慌は、五大銀行（三井、三菱、住友、安田、第一）への預金の急激な集中をもたらす結果となり、金融再編への道をひらくものとなった。そして、再編された金融機関を通じて、さらに企業の集中、系列化が進行した。同時に、大正九年以降、無理な経営を重ねてきた各種企業の整理淘汰も進み、いわゆる大財閥形成の完成をみた。⁽¹¹⁾

昭和四年一月二一日、浜口雄幸内閣は「金貨幣または金地金等の輸出取締令を廃止する大蔵省令」を公布した（昭和五年一月一一日施行）。すなわち、金解禁の断行である。しかし、この金解禁は、昭和四年一〇月二四

日のニュー・ヨーク株式市場大暴落に始まる世界恐慌と相俟って、体力の弱っていたわが国の経済に深刻な打撃を与える結果となった。この後、わが国の経済は、昭和六年九月一八日に勃発した満州事変を契機として大陸開発の需要にその活路を見出そうとすることになる。

右のように、大正期から昭和初期の間を通じて、わが国の企業は、未曾有の好景気とそれに続く大反動そして大恐慌という両極を経験したわけである。昭和一三年商法大改正は、かかる一般的概況の蓄積の上に、昭和初期に浮上してきたものであった。個別具体的な事情は、以下で概観することにしてしよう。

第二節 統計面からみた会社の概況

まず大正期から昭和初期にかけての、わが国企業の実態を各種の統計を通じて分析してみよう。

表Iは、国税庁の統計をもとに作成した大正期から昭和一〇年に至る会社組織別法人数の推移を表わしたものである。ただし、大正九年以前は休業中の会社数を含む。大正一〇年以降は休業中および解散しまたは合併された会社数は含まれていない。

表Iによれば、大正一〇年に至るまで、わが国の会社数は順調に増加の一途をたどっており、とりわけ大正六年から一〇年に至る株式会社数の増加が顕著である。大正八年には組織別会社数で合資会社を抜いて一度は首位に立っている。しかし、前述した大反動の影響のためであるうか、会社総数は大正一一年から一三年にかけて、大正一〇年のそれを下回る。注目すべきは、株式会社数の増加率の著しい鈍化であり（合資会社のそれと比較すればより明瞭である）、株式会社数が大正一〇年の水準を上回るのは、ようやく昭和八年である。会社数で見るとかぎり、わが国未曾有の好景気とその後の大恐慌の影響が如実に反映されているのは、株式会社の数である。

(表1) 会社組織別法人数 (明治45年～昭和10年)

年次	組 織 別							休業中 の会社	新設の 会社	解散又 は合併 の会社
	総 数	合 会 社	合 資 会 社	株 式 会 社	株 式 合 資 会 社	相 会 社	互 社			
明治45年	17,820	3,546	7,721	6,515	38					
大正2年	19,588	3,714	8,463	7,370	41					
3	20,969	3,843	9,156	7,929	41					
4	22,204	4,024	10,035	8,106	39					
5	23,696	4,248	10,858	8,556	34					
6	25,981	4,627	11,660	9,650	44					
7	30,601	5,480	12,791	12,282	48					
8	37,424	6,607	14,158	16,604	55					
9	42,488	6,954	14,912	20,568	54					
10	45,190	7,203	15,932	21,998	57		2,897			
11	41,215	6,532	14,226	20,403	54		2,938			
12	44,183	6,873	15,527	21,736	47		4,304			
13	43,702	6,636	16,164	20,845	57		5,214			
14	45,275	6,743	17,751	20,736	45		5,500			
15	46,813	7,044	19,239	20,479	43	8	5,884			
昭和2年	49,990	7,538	21,687	20,716	41	8	6,877			
3	53,113	7,963	24,293	20,809	40	8	7,259			
4	57,207	8,766	27,417	20,976	40	8	8,254			
5	63,553	9,841	32,259	21,402	43	8	8,898			
6	71,965	11,390	38,783	21,743	41	8	10,744	15,084	4,828	
7	77,729	12,472	43,650	21,559	40	8	12,944	14,107	6,358	
8	83,128	13,984	47,040	22,058	39	7	13,955	12,300	5,922	
9	88,523	15,712	49,691	23,080	36	4	14,195	13,309	7,379	
10	94,592	17,935	52,047	24,566	40	4	11,805	13,675	9,990	

総務庁統計局 日本長期統計総覧4巻 (昭和63年) 162頁をもとに作成

いえよう。

表IIおよび表IIIは、商工省の統計に基づく大正四年から昭和一〇年に至る株式会社および合資会社の資本金階級の会社数および資本金額を示したものである。

特徴のひとつは、株式会社における資本金規模の巨大化であろう。ちなみに、大正元年末には、資本金額五〇〇万円以上の株式会社数はわずか五二社にすぎなかった。この規模の株式会社数は、大正期を通じて、実に一二倍以上の増加をみている。一方、合資会社における会社規模の拡大傾向はさほど顕著ではなく、合資会社については、むしろ小会社の増加が著しい。

資本金五〇万円以上五〇〇万円未満の株式会社は、大正一〇年以降、社数および出資金額ともに増加率の鈍化が著しい。資力の比較的脆弱なかかる規模の会社に、大正不況の影響が甚大であったものと思われる。この点は、同規模の合資会社についてもいえることであろう。

資本金二〇万円未満の株式会社数は、大正一一年に前年比減少をみたものの、以降はほぼ着実な増加を示している。とりわけ、資本金五万円未満の会社数および出資金の増加が堅調であるといえよう。これは、不況に関係なく、税制関係から個人経営の中小企業が会社形式に転換したからである。⁽¹²⁾ 同様の傾向は、小規模な合資会社においてもみられる。

右によれば、株式会社にあつては、大正期および昭和初期において、一方で資本金規模の漸次拡大による大会社の発達があり、また一方で個人経営からの法人転換による小会社の着実な増加がみられるという、会社規模の分極化が進行したものであるといえよう。

(単位 金額1,000円)

(表Ⅱ) 株式会社資本階級別会社数および資本金(大正4年～昭和10年)

年次	総数		～5万円未満		5～10		10～20		20～50		50～100		100～500		500～1000		1000万円以上	
	社数	又は 公称	社数	又は 公称	社数	又は 公称	社数	又は 公称	社数	又は 公称	社数	又は 公称	社数	又は 公称	社数	又は 公称	社数	又は 公称
大正4年	7,200	2,728,153	2,808	50,025	1,211	69,337	2,115	366,801	*	*	532	295,199	439	722,512	95	1,224,100	*	*
5	7,500	3,091,364	2,903	51,979	1,215	69,441	2,196	381,381	*	*	563	312,165	514	872,606	109	1,403,792	*	*
6	8,474	4,370,647	3,046	54,245	1,382	76,924	2,420	423,478	*	*	736	402,758	742	1,273,590	178	2,139,653	*	*
7	10,636	6,817,682	3,345	60,918	1,605	90,066	3,148	543,343	*	*	1,054	568,097	1,203	1,951,970	281	3,603,293	*	*
8	13,174	8,865,260	3,523	71,880	2,051	133,597	4,221	730,519	*	*	1,461	778,704	1,561	2,482,361	357	4,688,542	*	*
9	16,228	12,520,534	3,595	86,668	2,486	183,597	5,565	974,629	*	*	1,958	1,035,251	2,109	3,385,262	515	6,905,128	*	*
10	17,802	13,740,853	3,914	76,884	2,729	151,497	6,267	1,106,071	*	*	2,122	1,124,880	2,222	3,513,479	285	1,591,458	283	6,176,586
11	16,789	13,060,668	3,735	73,584	2,589	144,211	5,970	1,055,518	*	*	1,938	1,028,613	2,029	3,233,246	277	1,553,500	251	5,971,995
12	17,508	14,181,536	3,953	78,247	2,747	153,575	6,224	1,087,794	*	*	1,956	1,040,705	2,070	3,317,666	284	1,604,555	274	6,898,994
13	17,747	14,534,027	4,056	81,280	2,770	155,393	6,397	1,117,851	*	*	1,909	1,015,638	2,033	3,273,015	298	1,696,187	284	7,194,633
14	17,556	14,826,495	3,970	79,596	2,684	151,249	6,323	1,099,633	*	*	1,940	1,034,803	2,052	3,334,202	291	1,647,835	296	7,479,178
15	17,696	15,778,136	4,030	81,439	2,691	151,727	6,339	1,100,337	*	*	1,987	1,048,579	2,045	3,314,120	307	1,761,642	327	8,320,292
昭和2年	17,981	16,495,415	4,137	83,341	2,900	163,948	6,310	1,102,177	*	*	1,917	1,029,726	2,063	3,356,177	301	1,730,625	353	9,029,420
3	18,230	17,000,941	4,340	86,820	3,010	170,082	6,303	1,102,598	*	*	1,858	999,697	2,040	3,320,803	308	1,781,477	371	9,539,464
4	18,950	17,623,223	4,654	93,064	3,176	178,935	6,475	1,125,053	*	*	1,870	1,010,998	2,076	3,401,376	311	1,797,885	388	10,015,911
5	19,341	17,525,570	4,900	97,552	3,289	184,446	6,583	1,140,013	*	*	1,843	1,000,051	2,046	3,363,594	314	1,808,860	386	9,931,054
6	19,649	17,439,114	5,225	102,688	3,387	190,831	6,565	1,129,690	*	*	1,781	966,722	1,999	3,278,287	305	1,751,188	387	10,019,708
7	20,010	17,322,779	5,548	107,725	3,443	194,622	6,570	1,132,146	*	*	1,737	945,598	2,031	3,340,829	297	1,791,788	384	9,882,070
8	20,767	17,748,038	5,924	114,088	3,549	200,533	6,789	1,163,646	*	*	1,785	971,730	2,041	3,374,749	293	1,698,624	386	10,224,668
9	21,977	18,788,259	6,360	122,107	3,753	211,664	7,195	1,231,965	*	*	1,851	1,005,736	2,106	3,516,461	310	1,795,010	402	10,905,293
10	23,264	19,885,778	6,694	128,281	3,981	223,656	7,667	1,313,371	*	*	1,953	1,061,891	2,221	3,711,590	337	1,950,807	411	11,496,182

1) 資本金不詳の会社を含む 総務庁統計局 日本長期統計観覧4巻(昭和63年) 174～175頁をもとに作成

(表Ⅲ) 合資会社資本階級別会社数および資本金(大正4年～昭和10年)

(単位 金額1,000円)

年次	総数		～5万円未満		5～10		10～20		20～50		50～100		100～500		500～1000		1000万円以上	
	社数*	出資又は 公称	社数	出資又は 公称	社数	出資又は 公称	社数	出資又は 公称	社数	出資又は 公称	社数	出資又は 公称	社数	出資又は 公称	社数	出資又は 公称	社数	出資又は 公称
大正4年	6,894	141,235	6,352	42,534	262	14,789	244	37,542	*	*	20	11,370	14	15,000	2	20,000	*	*
5	7,485	158,630	6,881	46,421	309	17,310	253	38,529	*	*	20	11,470	20	24,500	2	20,400	*	*
6	7,789	173,353	7,120	48,344	336	18,664	284	43,574	*	*	26	14,270	21	28,500	2	20,000	*	*
7	8,424	275,575	7,570	56,990	433	24,017	356	53,898	*	*	39	21,570	23	29,100	3	90,000	*	*
8	8,605	255,793	7,468	61,601	622	35,434	420	64,287	*	*	40	21,970	22	31,500	3	41,000	*	*
9	8,989	377,970	7,585	69,048	822	44,668	490	75,615	*	*	56	30,538	30	46,100	6	112,000	*	*
10	9,611	459,555	7,978	75,808	913	50,330	602	92,867	*	*	68	37,580	41	70,000	6	33,000	3	100,000
11	8,868	461,814	7,310	73,110	838	47,865	613	91,335	*	*	66	37,084	35	60,420	4	22,000	2	130,000
12	9,662	704,625	7,943	79,893	941	52,759	642	96,346	*	*	80	43,934	44	69,693	6	34,000	6	328,000
13	10,639	706,841	8,798	88,930	984	55,380	725	108,995	*	*	74	41,004	47	75,532	5	34,000	5	303,000
14	11,539	732,622	9,608	95,611	1,023	58,217	770	118,236	*	*	73	42,058	57	86,500	5	29,000	5	303,000
15	12,824	770,795	10,736	104,186	1,087	62,688	841	128,475	*	*	90	51,580	61	98,866	5	35,000	4	290,000
昭和2年	14,530	789,408	12,325	116,298	1,187	65,361	910	140,113	*	*	87	49,589	62	99,547	5	28,500	4	290,000
3	16,971	836,571	14,619	133,964	1,219	70,152	964	151,137	*	*	92	51,484	68	111,334	5	28,500	4	290,000
4	20,318	879,636	17,829	156,566	1,307	75,818	1,003	158,555	*	*	100	56,934	71	118,973	3	12,800	4	290,000
5	23,995	906,823	21,359	178,893	1,435	83,455	1,020	160,927	*	*	99	56,339	75	119,710	3	17,500	4	290,000
6	27,865	940,347	25,157	199,435	1,475	85,552	1,049	166,022	*	*	95	54,279	70	112,359	4	22,700	5	300,000
7	34,059	977,045	31,254	223,677	1,574	90,862	1,063	168,894	*	*	92	53,059	66	104,853	5	29,700	5	300,000
8	38,083	1,033,015	35,047	254,046	1,673	97,058	1,140	180,192	*	*	102	58,173	65	108,847	6	34,700	5	300,000
9	41,822	1,094,181	38,574	279,620	1,845	107,091	1,227	194,675	*	*	98	58,768	65	105,328	8	48,700	5	300,000
10	44,388	1,150,162	40,864	304,354	2,045	119,020	1,294	204,727	*	*	103	59,598	68	110,763	9	51,700	5	300,000

1) 資本金不詳の会社を含む 総務庁統計局 日本長期統計総覧4巻(昭和63年) 176-177頁をもとに作成

第三節 企業の経営をめぐる概況

大正期から昭和初期という時期は、経営史的側面からみた特色として、会社役員による経営紊乱が多かった時期であつたといふことができる。多くの会社が、大正九年以来の大反動に対する事業整理が不徹底であつたにもかかわらず、会社役員および大株主の「その場主義」的立場から、粉飾決算によつて利益を計上して増配を続けた。しかもその利益処分は、可能な限り高額の株主配当と役員賞与とを得るために、将来の会社事業に必要な資金までも言わば分捕りに分配してしまつたのである。⁽¹³⁾「我が国会社重役の報酬賞与金等は過大にして、所謂不労所得の性質顯著なるものあり。分配の不適正、是より甚しきはなく、社会思想を悪化せしめる重大原因なるは明かなり。殊に半官的銀行会社の重役が、莫大なる報酬を取得するは世界に殆んど類例なき有様なり」と、社会的非難を招いたほどである。⁽¹⁵⁾さらに、会社役員たる地位を濫用して私腹をこやす背徳行為もまた、顕著にみられた。⁽¹⁶⁾

右の実情の下、単に報酬を得ることのみを目的に、同一人が多数の会社の役員を兼務するという弊風が生じた。すなわち、会社制度発足の当初は、信頼に値する専門的経営者の発達が未成熟であつたため、信頼の厚いいわゆる財界名士を発起人に列し、会社成立後はこの者を役員に就任させるという方法が、株主（投資家）を勝ち取る有効な方法であつたため、多数会社の役員を同一人が兼務することが通常であつた。⁽¹⁷⁾しかし、大正期から昭和初期にかけての役員の兼務は、単に自らの利己的立場から、もっぱらその高額な報酬を目的とするものに変質して来たようである。

一方、株主の会社に対する姿勢はどうだったのであろうか。第一次大戦を契機とする好況は、大衆の株式投資熱を招き、これは一面で一般株主の成長を促す要因となつた。この時代の一般株主は、目先の利害から会社の実

(表IV) 利益金中重役賞与の率 (工業倶楽部調査)

	利益金 (%)	重役賞与金 (%)		株主配当金 (%)	
		大正8年 下期	大正13年 下期	大正8年 下期	大正13年 下期
総平均 (42社)	100	5	5	61	70
染色工業 (10社)	100	5	3	54	60
機械工業 (5社)	100	7	?	47	106
化学工業 (7社)	100	11	4	43	63
飲食物工業 (3社)	100	8	7	55	63
雑工業 (3社)	100	11	13	67	67
電気瓦斯業 (3社)	100	5	5	90	38
鉄道軌道業 (3社)	100	7	9	71	58
船舶業 (3社)	100	3	7	82	155
鉱山業 (3社)	100	5	5	52	71

高橋亀吉・日本の企業—経営者発達史 (昭和52年) 236頁より

力以上の高配当を要求する風潮が強かったが、この傾向は、大正期から昭和初期において、さらに顕著となった。⁽¹⁸⁾ すなわち、この時期は、会社に対する長期的投資家としての株主ではなく、株主の大衆化の進行にともない、投機家的株主が増大した時期である。⁽¹⁹⁾ これと同時に、いわゆる一株主もしくは「会社ゴロ」と呼ばれる株主の出現をみた時期でもあった。⁽²⁰⁾ また、株式の拡散は、一方で会社の所有と経営の分離の進行を促すこととなった。

いわゆる大株主もまた配当偏重主義者が多かった。かかる大株主の思惑は、高配当の要求のみならず、目先の株価吊上げ工作としての合併や増資の強要という形で発現し、健全な会社経営を妨げる弊害となった。⁽²¹⁾ もっとも、このような弊害は、法による干渉を待たず、生命保険会社の株式投資への進出、企業の系列化の進行、企業規模の拡大による大株主の資力の相対的低下、債権者たる銀行の影響力の増大、一般株主の成長等の要因によって、昭和七、八年頃

までに徐々に改善傾向をたどったようである。⁽²²⁾

なお、この当時の会社の決算純益金に対する役員賞与金と株主配当金との率は、表IVのようなものであった。

第四節 若干の重要な論点に関する概況——法と実際との乖離

(1) 権利株の譲渡

明治四四年商法は、一四九条但書において、株式は本店の所在地における設立の登記をなすまではこれを譲渡しましたは譲渡の予約をなすことができない旨を規定して、権利株の譲渡を禁じていた。そして、解釈上、権利株の譲渡は、会社に対してのみならず当事者間においても無効と解されていた。⁽²³⁾しかし、実際会社にあつては、右の禁止規定がまったく無視され、権利株の売買が公然と行われていた。⁽²⁴⁾すなわち、第一回払込証に白紙委任状を添付して交付するという方法によって権利株の売買が行われ、取引所においてその相場が公表されている、という状況が現実であつた。⁽²⁵⁾

右の状態を利用して、不当な利益をあげるべく、会社発起人業を行う者がとりわけ日露戦争後に頻繁にみられるはじめ、この傾向は、昭和初期においても後を絶つに至らなかつた。⁽²⁶⁾これらの者は、会社事業に出資、経営するという考えからではなく、発起人として受け持つ株数の権利金稼ぎの目的をもつて発起人となり、会社設立を計画する。そして、誇張的な目論見書を公表するなどの誇大宣伝を行い、設立しようとする会社の人気を不自然に煽り、結果、権利株の相場をせり上げる。そのうえで、自分は株式払込金を払い込むことなく、事前に権利株を売却して逃亡するわけである。⁽²⁷⁾場合によっては、発起人と誤認するような、賛成人、賛助者といった名をあげて出資者を勧誘する例もみうけられた。⁽²⁸⁾

(2) 取締役

わが国においては、株式会社法の移植後、会社の業務執行に関する合議的意思決定機関という意義での取締役会という経営組織は、明治以降、ついに発達をみなかった。これに代わって、わが国の企業内部では、会社役員相互の縦の階級的身分制度が時代とともに確実に発達したといえよう。⁽²⁹⁾

明治前期の典型的な会社経営組織は、「社長——取締役」という短絡的なものであった。なお、商法制定後における「社長」の意義は、「法律ニ於テ特ニ認メタル呼称ニ非サレトモ我国ノ取引上慣用セラルル一種ノ熟語ニシテ会社ノ主席取締役ヲ意味スル」⁽³⁰⁾ものとされた。社長を除く取締役の多くは単なる株主の代表にすぎず、業務知識もなければ経営能力もなかったし、通常は非常勤であった。⁽³¹⁾したがって、商法が各取締役に会社代表権と経営執行権を付与し、取締役全員に対等の地位と役割を与えていた（明治三二年商法一七〇条）のは、現実の会社経営遂行のうえで必ずしも適切ではなかったといえよう。

実際界において明治三〇年代に確立した会社役員組織は、「社長——専務取締役（一名）——取締役」という垂直的階層であった。⁽³²⁾商法が取締役に明確な権限と責任とを付与した結果、単に出資者たる資格においてのみ取締役にならうとする傾向の低下を招き、かつ、取締役たることに識見才能および責任意識などが必要となったので、常勤の専門的経営者が必要となったわけである。⁽³³⁾このため設けられたのが専務取締役という地位である。したがって、専務取締役は専門的経営者たる性格が濃厚であったといえよう。彼らには高給が与えられていたのでその所得によって有力な株主の一員となる可能性がひらけ、多くの場合、彼らはそれによって役員組織の中での地位を確実なものにすることに努めた。⁽³⁴⁾専務取締役の地位は明治末期から大正初期にかけて動かし難いものとなった。また彼らは、専務取締役とまったく同じ地位という意味で、かつ常勤という意味で、しばしば常務取締役と

(表V) 大正10年における株式会社企業の重役の構成 (東京 資本金30万円以上)

重役の構成	社数
社長-専務-取締役	179
社長-副社長-取締役	5
社長-副社長-専(常)務-取締役	18
社長-副社長-専務-常務-取締役	1
社長-専務-常務-取締役	72
社長-常務-取締役	176
社長-取締役	159
専務(常務)-取締役	85
専務-常務-取締役	23
取締役	1,071
その他	8

注) 株式会社2,629社の中で1,797社が資本金30万円以上である。
由井常彦・注(29)文献23頁より。

も称された⁽³⁵⁾。

さらに、企業規模の拡大にともない、それまで専務取締役が一括して担当してきた職務の分担ないし補佐が必要となる。その際、どの会社もほとんど例外なしに、複数の専務取締役を設けることをせずに、従来の「社長——専務取締役(一名)」の下に、常務取締役(一名ないし二名)の職位を置くことによって、垂直的階級組織を構成するようになった⁽³⁶⁾。明治四四年商法一七〇条は、ようやく株主総会の選出による代表取締役の制度を認めたが、取締役の職階性は、かかる代表権の有無に關係なく進み、大正期にはいつ

にあらたに副社長という階層が現われたが、その実態は、後進者の処遇上の処置にすぎず、その権限はないに等しいという例も少なくなかった⁽³⁷⁾。こうして、取締役に付された呼称と会社代表権との間に、外部からは判別し難い乖離が生じることとなった。

(3) 会社の計算

経営史上、わが国に洋式簿記・会計がはじめて制度的に一般会社に移植されたのは、明治二〇年代になってからといわれている⁽³⁸⁾。しかし、わが国の諸会社がかかる会計制度を導入したといっても、もちろん完全なものではなかった。

最も問題とされた点は、減価償却の正当性がなかなか公知されなかつた点であろう。⁽³⁹⁾ 減価償却は、明治三〇年代から、まず税法上問題とされるに至り、明治四〇年代以降、本格的に検討されることとなつた。この問題が明確にされたのは（商法上の見地からではなくあくまでも税法上の見地からであるが）、大正七年七月の大蔵省主税局の通牒によるものである。この通牒にはじめて詳細な耐久年数（耐用年数）表が付されたわけである。⁽⁴⁰⁾ 近時、三菱経済研究所が昭和初期における各社の経営分析を試みたとき、「いちばん困難したのが各社の減価償却態様の区々であり、かつ金額の不明な点であつた」と⁽⁴¹⁾とされている。

貸借対照表、財産目録、損益計算書などの様式も、まったく不統一であつた。これらの様式がようやく統一をみるのは、通産省の産業合理局財務委員会が、昭和五年末に標準貸借対照表を、昭和六年一月に財産目録様式を、同年三月に損益計算書の様式を発表した以降のことである。⁽⁴²⁾ これらは、今日、会社が統一的に作成している財務諸表の原型となつたわけである。

右のような事情であつたから、当然に商法の計算規定はきわめて不十分なものであつた。すなわち、計算書類の作成方法に関する規定は存在せず、財産評価についての規定は、わずかに商法二六条二項が存在するのみであつた。会社計算実務の実際は、右に述べたような形で補われていたにすぎなかつたわけである。

- (1) 高橋亀吉・日本の企業——経営者発達史（昭和五二年）五九頁。
- (2) 同前六〇頁。
- (3) 高橋亀吉・我国企業の史的発展（昭和三一年）六六頁。
- (4) 同前。
- (5) 日本銀行金融研究所・日本金融年表（増補・改訂版）（平成五年）一一〇頁参照。

- (6) 同前。
- (7) 高橋・注(1) 前掲六七頁。
- (8) 同前六七—六八頁参照。
- (9) 同前七四頁参照。
- (10) 日銀金融研究所・注(5) 前掲一三四頁参照。
- (11) 高橋・注(1) 前掲七九—八〇頁参照。
- (12) 同前二〇九頁。
- (13) 同前二二二頁。
- (14) 昭和三年九月一八日、政友会政調理事会が経済審議会に提出を決定した進言書より抜粋。
- (15) 高橋・注(1) 前掲二三七頁。
- (16) 同前二二八頁。自己が主宰する会社の株式配当予想を欺瞞的に真実とは逆に吹聴して株価を操作し、この間に有利に自己が保有する株式を売却して不当に利益をあげる方法や、不良会社の資産を過大に評価して、自己の主宰する優良会社に合併または買収する旨の情報を通し、この間に不良会社の株式を低廉に買い占めておき、優良会社を犠牲にして不当な利益をあげる方法などがとられた。
- (17) 同前二三三頁。
- (18) 同前二四四—二四五頁。
- (19) 同前二四五頁。
- (20) 佐々穆「株式会社法改正に関する東京商工会議所の発問事項を読む」法律学研究二六巻九号(昭和四年)九九頁参照。
- (21) 高橋・注(1) 前掲二四六—二四七頁参照。

- (22) 同前二五一―二五二頁参照。
- (23) 田中耕太郎・改正会社法概論（昭和一四年）四七九頁。
- (24) 田中耕太郎・会社法概論（大正一五年）三三二頁。
- (25) 田中・注（23）前掲四七九―四八〇頁。
- (26) 高橋・注（1）前掲二三〇頁。
- (27) 同前二一六頁参照。
- (28) 佐々穆「株式会社法改正に関する研究事項(1)」法律学研究二六卷一〇号（昭和四年）七八頁。
- (29) 由井常彦「明治時代における重役組織の形成」経営史学三四卷一号（昭和五四年）二―三頁。
- (30) 大審院明治四一年一〇月一八日判決刑録一三輯八二二頁。
- (31) 野田信夫・日本近代経営史（昭和六三年）六三五頁。
- (32) 由井・注（29）前掲一七頁。
- (33) 同前二二頁参照。
- (34) 野田・注（31）前掲六三七頁。
- (35) 由井・注（29）前掲二三頁。
- (36) 同前。
- (37) 野田・注（31）前掲六三七頁。
- (38) 同前六五二頁参照。
- (39) 同前。
- (40) 同前六五三頁参照。
- (41) 同前。

(42) 同前六五二頁。

第二章 法改正への胎動

第一節 緒言

第一次世界大戦後における欧州諸国の会社法改正の動きは、昭和期になってわが国にも伝播した。かかる動きを一言で示すならば、一九世紀以降第一次大戦に至るまでの間に高調の最頂点に達した個人主義的資本主義をある程度において制限しようとするものであった。⁽⁴³⁾ とりわけ、国家社会主義または全体主義的思想の台頭は、個人主義的法律思想の相対的凋落をもたらしたようである。この傾向は、会社法にも影響を与えることになった。たとえば、当時において次のような記述がみられる。すなわち、「会社もまたその対外関係において社会団体の一員として国民経済的見地その他からこれが制限を被るのみならず、その対内関係においても一の団体を形成するものとしてその組織に関し、株主平等の原則、大株主専横の抑止、その他資本家相互間における個人主義的放恣に対するこれが制限を受けるのである」⁽⁴⁴⁾。

右に加えて、先に概観したわが国固有の事情がある。かつてない経済の異常な好況と各産業分野における企業の飛躍的發展、およびこれに続く未曾有の経済破綻という経験。これらを通じた経済社会構造の変革は、わが国の商法の不備を浮彫りにした。商法改正をせずして経済の需要を満たすことができなくなったわけである。⁽⁴⁵⁾

第二節 東京商工会議所の活動

商法なかならず会社法改正への具体的な動きは、まず民間が主導する形で開始された。

昭和四年五月、東京商工会議所は、いちはやく商事関係法規改正準備委員会を設置し、独自に商法改正の研究に着手した。同委員会は、学者、法曹家、実務家によつて構成されていたが、この委員会は、さらに主査委員数名を選任して、彼らが主導して研究が進められた。⁽⁴⁶⁾

右の委員会は、昭和四年末に、それぞれ確定事項三一項目、研究事項四六項目および発問事項一三項目をまとめ、公表している。これらは、主として実務上の需要に耐えない商法の不備を中心にとめられたもので、会社総則、株式会社設立にはじまって、解散および清算を含めた多岐の項目にわたっている。ひとつの事項で多数の論点を含むものもあるが、確定事項および研究事項の論点を、各事項に付された数字によつて整理すると、以下のようになる。

- 会社法総則……確定事項(1)ないし(3)、研究事項(1)および(2)
 - 株式会社の設立……確定事項(4)ないし(6)、(31)、研究事項(3)ないし(11)
 - 株式……確定事項(7)ないし(10)、研究事項(12)ないし(17)
 - 株主總會……確定事項(11)ないし(13)、研究事項(19)ないし(22)
 - 取締役および監査役……確定事項(14)、研究事項(23)ないし(27)
 - 会社の計算……確定事項(15)ないし(18)、研究事項(23)ないし(33)
 - 社債……確定事項(19)および(20)、研究事項(34)ないし(39)
 - 定款の変更……確定事項(21)ないし(27)、研究事項(40)および(41)
 - 解散および清算……確定事項(28)ないし(30)、研究事項(42)ないし(46)
- 主張の主要点を概観すると、大小会社区分の問題（研究事項(1)）、会社濫設による弊害の防止（研究事項(4)な

いし⁽⁹⁾、会社の資金調達の多様化（確定事項⁽²⁾、⁽²⁴⁾）、少数株主権の行使とその濫用との調和（発問事項⁽⁴⁾）、会社の財務関連規定の明確化および会社情報の開示（発問事項⁽⁷⁾、⁽⁸⁾）などが含まれている。

東京商工会議所がまとめたこれらの事項は、企業実務家がその中心となったこともあり、企業活動の自由を妨げる法律の過度の干渉を好まない、いわゆる自由主義、不干渉主義的傾向が強いとの評価がなされている。⁽⁴⁷⁾

第三節 政府の動向

昭和四年五月一三日、田中義一内閣は、勅令第一一八号をもって法制審議会官制を公布し、即日施行した。この法制審議会は、内閣総理大臣の監督に属し、その諮問に応じて重要な法律制度を調査審議し、それらの事項を関係各大臣に建議する権限を有するという性格のものであった（同勅令一条）。

法制審議会は、まず経済社会の需要に耐えられなくなっていた商法改正の審議を優先的に開始することを決定した。同年七月二日、田中内閣は総辞職し、浜口雄幸内閣が成立したが、浜口内閣も右の方針を踏襲することとなった。⁽⁴⁸⁾

また、右の法制審議会の動きとの関連は必ずしも明らかではないが、司法省も同年において商法中改正を要すべき点につき、関係各方面に諮問を行っている。この司法省の諮問に対する答申資料として、調べた限りでは、東京弁護士会⁽⁴⁹⁾および東京商工会議所⁽⁵⁰⁾の意見がある。前者の意見においては、たとえば、会社の表見代表者の規制（意見第六）、記名株式の譲渡方法の改善（意見第一八）、会社財産の評価基準に対する具体的提言（意見第一八）などが注目される。また後者の意見は、先に公表された同会議所改正準備委員会における研究を一步進めた内容のものであると評価しえよう。

いずれにせよ、商法改正に向けて政府が実質的な活動を開始したのは昭和四年のことであった。

第四節 学会の議論状況

学会においても、各界の動きと規を一にして昭和四、五年頃から、会社法改正への具体的提言がみられはじめた。とくに、昭和二年の金融恐慌およびこれに関連した企業破綻への反省から、とりわけ会社計算規定および監査規定の整備が急務であるとの認識が目立つようである。たとえば、監査役の資格を株主に限定している商法の規定（明治四四年商法一八九条・一六四条）を見直し、その専門知識のある者を任用し易くすべきである⁽⁵¹⁾。会社計算に関する規定はわが会社法上もつとも不完全なもののひとつである⁽⁵²⁾。会社の経営の健全化は、計算の公表が肝要であるが、そうとすれば、決算報告における財産評価に関する規定の整備が不可欠である⁽⁵³⁾。以上のような主張がなされている。

法改正への胎動がみられはじめたこの時期に、その後の学界における商法改正論議の方向づけに一石を投じる論稿が公表された。昭和五年に田中耕太郎博士が公表された「株式会社法改正の基本問題」と題される論稿⁽⁵⁴⁾である。

田中博士は、法律制度の無力、不完全および社会生活と法律規定との間の間隔が、株式会社法の範囲において最も顕著であると指摘され⁽⁵⁵⁾、この認識に立って、会社法ことに株式会社法の研究にあつては、社会生活の現実ごとに法律実在を眼中におかなければならないとされる⁽⁵⁶⁾。そして、「生ける株式会社」すなわち、単なる法条の解釈または伝統的な概念の体系の研究を超えて、「法律の事実的方面の探求」という研究をもなすべきであると説かれた⁽⁵⁷⁾。右の「生ける株式会社」の探求は、具体的な商法改正論議のうえに、次のように反映されている。

第一に、立法者は、存在の世界において行われる諸原則を顧慮し、法をして現実の社会生活より遠ざかることなからしめ、社会的需要に応ずる法を制定しなければならぬ⁽⁵⁸⁾。第二に、商法のような変遷発達きわまりない経済を基礎とする法律の範囲内においては、常に新たな経済上の必要性が発生し、それが従来的一般原則に対する特別の法律的取扱いを要求する事態が生じるが、この点を考慮しなければならない⁽⁵⁹⁾。

第一の観点から、田中博士が例をあげて具体的に提言された論点は、およそ以下のようなものである。すなわち、①欧州における設立免許主義が採用されていた時代および場所において意味のあった株式合資会社を、沿革を無視してわが国に輸入しても定着しないのは明らかであり、この制度は廃止されるべきである⁽⁶⁰⁾。②記名式株券の譲渡は、株主名簿の名義書替えがその對抗要件とされているが（明治四四年商法一五〇条）、現実には、名義書替えの請求を委任する白紙委任状を添付してこの種の株券を譲渡する商慣習法が確立し、著しくその移転が円滑になされ、株式は商品のように取引され、取引所能力を有するに至っている⁽⁶¹⁾。これによって、記名式株券が譲渡当事者間においても無記名証券のように流通することを認めていなかった商法一五〇条の規定の精神は没却せられた⁽⁶²⁾。しかし、商法は、記名式株券を二八二条所定の有価証券と認めていないので、同条によって準用される四四一条（手形の善意取得の規定）の保護を記名式株券に与えていない。この結果、かかる株券の譲渡が法的に不安定になっているから、裏書譲渡と善意取得とをかかる株券に認めるべきである⁽⁶³⁾。

第二の観点からは以下のように説かれている。まず、①経済の要求は、形式的な法律概念を無視して新たな混血児を生み出す。その例が株式と社債との接近である。経済が社債権者団体の制度や転換社債の制度を要求しているならば、改正においてこれを考慮すべきである⁽⁶⁴⁾。②現実に行進している企業集中の傾向が、株式会社法に影響を及ぼすかどうか研究すべきである。会社企業間相互における組織的拘束、すなわち行為法的、債権法的、一

時的にあらざる会社の組織に影響を及ぼすところの身分法的、継続的な関係を眼中におき、立法に際してこれに
関する研究をなす必要がある。⁽⁶⁵⁾

なお、第二の観点から、小規模または家族的会社における株式会社法の厳格性の緩和と有限責任の要求を兼ね
て充足するため、有限責任会社または私会社のような新たな制度を採用し、「現在の株式会社制度において失わ
れる社会的エネルギーの無益なる消耗を防止すること」がよいと説かれている。⁽⁶⁶⁾

- (43) 佐々穆「社会的経済的事実に即したる我国現時の株式会社法改正の要諦」法律時報二卷一号（昭和五年）一頁。
- (44) 大竹緑「会社法改正の一重要問題」法律春秋五卷七号（昭和五年）一〇二頁。
- (45) 菅原菊志・企業法発展論（平成五年）二六―二七頁参照。
- (46) 佐々・注（43）前掲二頁参照。
- (47) 升本重夫「株式会社法の改正と有限責任会社制度」法曹公論三三卷三号（昭和五年）六頁参照。
- (48) 佐々・注（43）前掲二頁参照。
- (49) 東京弁護士会の答申書は、東京弁護士会会報八卷二号（昭和五年）五二頁以下に掲載されている。
- (50) 東京商工会議所の意見は、商工月報六卷一号（昭和五年）一二九頁以下に掲載されている。
- (51) 山辺常重「会計士法案の急務と商法改正の要点」簿記世界二卷七号（昭和四年）一六―一七頁参照。
- (52) 佐々・注（43）前掲九頁。
- (53) 上田貞次郎「株式会社法の経営上の本質と其法律」法律時報二卷一号（昭和五年）二一、二二頁参照。
- (54) 田中耕太郎「株式会社法改正の基本問題」法学協会雑誌四八卷一号（昭和五年）三五頁以下。
- (55) 同前四二頁。
- (56) 同前四一頁。

- (57) 同前。
- (58) 同前四五頁。
- (59) 同前四九頁。
- (60) 同前四五頁。
- (61) 田中・注(24) 前掲三二一頁。
- (62) 田中・注(54) 前掲四六頁。
- (63) 同前四七頁。
- (64) 同前五〇頁。
- (65) 同前五四―五六頁。
- (66) 同前五〇頁。

第三章 商法改正要綱をめぐって

第一節 改正要綱の決定

先に述べたように、法制審議会は昭和四年五月に設置された。同年一〇月一九日、浜口雄幸内閣総理大臣は、閣甲第一四九号をもって、「政府ハ商法ノ規定中現下ノ事情ニ適切ナラサルモノアリト認め、之ヲ改正ノ要綱如何」と法制審議会に諮問した。

同日ただちに法制審議会第一回総会が催され、原嘉道博士を主査委員長とする主査委員を選定するとともに、⁽⁶⁷⁾ 商法改正議案を主査委員会に付託することとした。同年一月一日、主査委員会は第一回会議を開催し、ここでさらに五名の小委員を選出した。そして、同年一月一五日から翌昭和五年二月一九日まで、小委員会は計四

三回の会議を重ね、商法第一編総則および第二編会社に関する改正要綱案を作成、公表した⁽⁶⁸⁾。この間、主として起案の衝に当たられたのは松本丞治博士であった⁽⁶⁹⁾。

小委員会案は主査委員会に上程され、昭和六年一月二三日開催の第三回主査委員会から同年二月二七日開催の第八回同委員会に至る審議を経て、多少の修正がなされた後に可決された⁽⁷⁰⁾。そして、主査委員会案は、同年七月一三日開催の第三回総会から同年七月二〇日開催の第八回総会において審議されたうえ、原案どおり可決議了されたわけである⁽⁷¹⁾。以後、会社法改正論議は、右の改正要綱を軸として展開されることになる。

第二節 改正要綱の概要

商法改正要綱は、全二〇六項目からなる。このうち、第一編総則に関して二二項目（第一ないし第二十二）があてられ、第二編会社に関して一八四項目（第二十三ないし第二百六）があてられている。

第二編会社を中心に、要綱の起案に当たられた松本丞治博士がとくに重要な項目として言及されているものを挙げてみよう⁽⁷²⁾。

要綱第二十三は、特別法をもって欧州の有限責任会社または英国の私会社のような特別の会社を認め、これに関する規定を設ける旨を述べたものである⁽⁷³⁾。

第一章総則に関しては、会社に対する裁判所の解散命令の規定を拡張した点が主要な改正点である⁽⁷⁴⁾（要綱第二十六）。

第二章合名会社、第三章合資会社に関する主要な改正点は、社員の責任の加重および債権者の保護を図り⁽⁷⁵⁾（要綱第三十四および第三十八）、会社解散の後に会社の継続をひろく認める措置を講じようとする点である⁽⁷⁶⁾（要綱

第四十一および第四十二)。また、会社設立の取消は、必ず訴をもつてすることを要するものとした⁽⁷⁷⁾（要綱第六十一および第六十二）。

第四章株式会社について、改正要綱はもつとも多くの部分を割いている。

第一節設立に関しては、以下が主要な改正点である。まず定款の作成を公正証書によらしめている⁽⁷⁸⁾（要綱第七十二）。次いで、発起人が現物出資またはこれに類する行為をなす場合の取締りを旧法よりも厳格化しようとしている。具体的には、財産引受（要綱第七十七）、事後設立（要綱第七十九）に関する規定を設け、現物出資者の財産給付の時期を明確にし（要綱第八十五）、募集設立の場合にも、現物出資または財産引受は定款に記載されているときは、裁判所に検査役の選任を請求して、その調査報告を創立総会に提出させるものとした⁽⁸⁰⁾（要綱第八十七）。発起人が受けるべき特別利益、報酬、現物出資等に関する事項を創立総会において変更するときは、発起人の議決権行使ができないものとした⁽⁸¹⁾（要綱第八十八）。さらに、株金払込みの仮装を防止すべく、会社設立時の株金払込みの確実化を図っている。すなわち、預金を途絶させるよう、株式申込証に払込取扱銀行または信託会社を記載させ、設立登記申請書に払込取扱者の払込金保管証明書を添付せしめ、払込取扱者の責任を明確化する措置を講じることとしている⁽⁸²⁾（要綱第八十二）。

第二節株式に関しては、以下が主要な改正点である。第一に、記名株式に裏書譲渡の途を開くこととした。すなわち、原則として株券を指図証券とし、かかる株券に善意取得を認めることとした⁽⁸³⁾（要綱第九十七ないし第九十九）。ただし、株主名簿上の株主の地位を守るために、かかる株主がなした裏書については、会社が調査してもその署名の真偽を判別できない場合に限って、善意の取得者の権利取得を認めることとした⁽⁸⁴⁾（要綱第九十七但書）。第二に、資本増加の場合以外における優先株の発行を認め（要綱第一百十）、いわゆる後配株をも認めて（要

綱第四百十一)、会社の資金調達の多様化を図っている。⁽⁸⁵⁾

第三節会社の機関に関しては、以下が主要な改正点である。第一に、会社の重要な業務執行につき、取締役の専断を防止すべく、株主総会の特別決議を要するものとした⁽⁸⁶⁾(要綱第二百二十一)。第二に、取締役および監査役の資格を株主に限らないものとし⁽⁸⁷⁾(要綱第二百二十四)、広く適材を求めうるようにした。

第四節会社の計算に関しては、以下が主要な改正点である。まず、会社が作成すべき計算書類を法定様式によって統一することとした⁽⁸⁸⁾(要綱第三百三十三)。ただし、これらの様式は便宜に適應して時に改変する必要があるため、細目は命令に委ねることとした(同前)。次いで、資産の評価につき、株式会社に限って、たとえ時価が高騰しても営業上の固定資産に取得価額または製作価額以上の価額を付することを禁じた⁽⁸⁹⁾(要綱第三百三十四)。次に、会計検査のためにする少数株主による検査請求権の濫用を禁じるため、その行使要件に制限を加えた(要綱第四百四十四)。

第五節社債に関して、旧債借替えの場合における社債制限額の緩和を認めた⁽⁹¹⁾(要綱第四百四十六)。さらに、通常の無担保社債についても、社債権者集会の制度を認めることとした⁽⁹²⁾(要綱第四百四十八ないし第四百五十)。

第六節定款の変更に関しては、以下が主要な改正点である。まず、株金全額払込みの後でなければ資本増加ができない旨を定めた商法二一〇条を削除して⁽⁹³⁾(要綱第五百十二)、増資を容易にする一方で、放漫な資本増加を防止すべき措置を合わせて講じている⁽⁹⁴⁾(要綱第五百十三)。次いで、転換株式および転換社債を認め、優先株と普通株との間の転換⁽⁹⁵⁾(要綱第五百十八)および社債と株式との間の転換⁽⁹⁶⁾(要綱第五百十九)につき、概略同じような規定を設けようとしている。さらに、資本増加無効の際の善後処置⁽⁹⁷⁾(要綱第六十二)および資本減少無効の際の善後処置⁽⁹⁸⁾(要綱第六十八)について、かかる無効の訴の要件やその判決効を明確にしている。

第六節ノ二として、会社の整理に関する節を新たに設けた⁽⁹⁹⁾(要綱第六十九)。これによって、破産手続きを避けて、別の方法で会社の再建を図る途を開こうとしている。すなわち、裁判所の監督下で整理当局者の行動を制限し、会社債権者の保護を図るとともに、会社に対する強制執行または破産の申立て等を中止して整理の妨害を排除し、株金払込請求権に執行力を与える便法等を設け、整理の実行を促進助長しようとしている。

第七節解散に関しては、以下が主要な改正点である。すなわち、合併に関する商法規定の不充分さのゆえに、実際の合併方法がさまざまであり、これに関する争訴が絶えないことに鑑み、合併に関する規定の充実を図っている⁽¹⁰⁰⁾(要綱第七十四ないし第七十八)。すなわち、合併契約書の作成を要するものとし、契約書の要件を定めるとともに、合併に際して株式の併合をするときの方法につき明確な規定を設ける等の措置を講じた。また、合併無効の際における善後処置に関する定めをも設けた⁽¹⁰¹⁾(要綱第八十三)。

第八節清算に関しては、以下が主要な改正点である。第二款として特別清算に関する規定を新設し、会社整理の場合と同様に、債務超過の清算会社の整理を裁判所の監督下において円滑な清算をとげ、多数関係者の利益の保護を図ろうとしている⁽¹⁰²⁾(要綱第八十四および第九十)。

第五章株式会社合資会社については、これを廃止すべき積極的な理由がないとして、かかる会社の存続を認め、現行法の欠点を補い、株式会社法の改正にともなう改正すべき点を列挙している⁽¹⁰³⁾(要綱第九十一ないし第九十五)。

第七章罰則に関しては、取締役等に対する刑事責任を強化する方向で改正がなされようとしている。すなわち、特別背任罪の定め⁽¹⁰⁴⁾(要綱第九十六および第九十七)、株式または社債の募集に関する申込証その他文書の虚偽記載に関する定め⁽¹⁰⁵⁾(要綱第九十九)、預合に関する定め⁽¹⁰⁶⁾(要綱第二百)、会社役員等の収賄に関する定め⁽¹⁰⁷⁾(要

綱第二百一)、会社荒しの非行および利益供与禁止に関する定め(要綱第二百二ないし第二百四)等を設けるとともに、過料の制裁規定を一括して定めることとした⁽¹⁰⁹⁾(要綱第二百六)。なお、罰則に関連して、法制審議会は、別に進行中であつた刑法改正論議と主義を一致させるべく、付帯決議として「本案ノ罰則ニ付テハ大体要綱ニ基クモ起草ノ際一般刑事法トノ関係ヲ審究シ要綱ノ本旨ニ反セザル範圍内ニ於テ適當ナル変更追加ヲ為スヲ妨ゲザルベシ」との決議をなした。

以上が改正要綱の主要点であるが、総括すれば、その改正の内容は、ある場合においては従来の商法が定めていた制限を無用と認めて緩和した部分もあるが、大体においては新たに相当嚴重な制限を付してその取締りを周到にし、会社債権者や株主を保護しようとするものである⁽¹¹⁰⁾。

最後に、前章で述べた法と現実との乖離現象に対処すべく、改正要綱はどのような手当てを用意したのか、右で言及されていない点について付言しておく。

権利株の売買の横行およびこれを利用した会社設立屋の跋扈に関しては、権利株の譲渡を当事者間では原則的に有効と認めると同時に、会社に対しては、会社への通知等どのような手段をとろうとも、会社に対抗できないものとしている。加えて、会社設立の場合における発起人または資本増加の場合における取締役、監査役が多数の株式を引き受けた後、権利株として直ちにこれを他人に譲渡する行為を絶対無効とし、これを禁止するとともに罰則中に制裁を定めている(要綱第九十六および第二百六第一項七号)。

取締役等に付された名称と会社代表権との乖離に関しては、社長その他代表権ありと誤認させるような名称が付された者の行為は、会社がその者にその名称を付した場合に限って、会社は善意の第三者に対する責任を負う旨の定め、すなわちいわゆる表見代表取締役に関する定めを設けている(要綱第二百二十七)。

第三節 改正要綱公表直後の反響

改正要綱の公表は、先に述べたように、昭和五年二月一九日における小委員会案の公表がその最初のものである。しかし、公表直後の昭和六年あたりの各界の議論状況は、必ずしも盛況であったとは言いがたい。この時期、商法学会においては、一九三〇年（昭和五年）に成立したいわゆるジュネーブ手形法統一規約および翌一九三一年（昭和六年）に成立した小切手法統一規約に関する検討もまた重要課題であった。事実、法制審議会は、会社法改正と並行して、昭和五年末から統一手形法規約の採否に関する審議をなし、昭和六年一月一六日付けをもって、内閣総理大臣に対して「商法第四編中為替手形及ビ約束手形ニ関スル規定ハ為替手形及ビ約束手形ニ関スル統一法ヲ制定スル為メノ条約付属書ノ手形統一法ノ如ク改正スルヲ適当ト認ム」との答申をなしている。これを受けて昭和七年手形法および昭和八年小切手法が制定されるわけであるが、この時期、商法学会の関心が少なからず手形法分野に割かれていたことも、会社法改正論議に影響したものと思われる。

改正要綱に関して、結果的に会社法改正を首唱した形となつた東京商工会議所は、どのような評価を与えたのであろう。これについては、当時の東京商工会議所の渡辺鉄蔵理事（法学博士）に対する法律時報編集室記者の会見記事からその評価をうかがい知ることができる。

右によれば、「今度の改正案は、言わば当会議所の希望によつて出来たもので、ほとんどこちらの意見どおりと言つてよいくらいです」と、きわめて肯定的な評価が与えられている。とりわけ同理事は、社債と株式との転換および優先株と普通株との転換をなしうる点ならびに資本増加以外の場合でも優先株の発行が認められた点を歓迎され、取締役・監査役を株主以外から選任しうること、定款を公正証書によらしめることを一刻も早く実現したいと述べておられる。発起人の責任が加重された点についても、結構なことであると述べられ、会社の整理

とくに特別清算の規定が整備されたことを當を得たものであると評されている。⁽¹¹⁶⁾ ただ株式会社合資会社制度の存続については、不満を表明されている。⁽¹¹⁷⁾ 最後に、たとえ有限責任会社の導入と切り離してでも、急務であるところの会社法の改正を先行させてほしい旨の強い意見表明がなされている点⁽¹¹⁸⁾が注目されよう。

改正要綱においては、会社の計算に関連して、財産評価に関する規定の整備がうたわれているが、この点に関する当時の会計学者の意見につき、便宜上この節において言及しておく。調べた限りでは、会計学者の改正要綱に対する具体的提言はほとんど見うけられない。しかし、数少ない会計学者の意見表明のなかでは、改正要綱第三百三十四に対する批判が目につく。要綱第三百三十四は、先に述べたように、株式会社に限って、たとえ時価が高騰しても営業上の固定資産に取得価額または製作価額以上の価額を付することを禁じたものである。その趣旨は、営業用固定資産の時価が騰貴したときに、その評価益を計上してこれを配当すれば会社の基礎を危うくする一因となるため、これを禁じようとするものであるとされている。⁽¹¹⁹⁾

これに関し、会計学者はおよそ次のように述べている。評価益が配当すべき利益でないことは企業財務に關する者の常識であるが、正確な損益計算書が公表されるならば、この種の不当な利益配当は明白になるから、これを防止するためには、損益計算書の公表が保障されれば十分である。⁽¹²⁰⁾ また、配当に供するための評価益計上は否定すべきであるが、欠損填補を目的とする場合の評価益計上をも否定すべきではないから、⁽¹²¹⁾要綱第三百三十四は疑問である。

さらに、取引所の相場がある有価証券については決算期の属する月における平均価額を超えない価額を付すべきであるとした要綱第三百三十五に対して、決算期における買廻り等による人為的価額上昇を防止する意図は理解しうるものの、月の平均価額によることは取引所の市場性を無視しているし、いずれの取引相場をさし、いずれ

の地の取引所をいうのか、計算の技術的側面に問題が多く、立法者の意図がどこにあるか不明である⁽¹²²⁾、といった批判がみうけられる。

第四節 改正要綱をめぐる学界の議論状況

(1) 昭和六年

この年に公表された改正要綱をめぐる有力な論稿としては、第一に、大隅健一郎博士による改正要綱中の会社合併に関する部分を詳細に検討されたものがあげられる⁽¹²³⁾。大隅博士は、改正要綱中、合併に関する全項目につき、その是非を検討されている。ここでは、大隅博士がとりわけ強く反対意見を表明された論点を挙げておこう。

吸収合併にあつては、合併をなすべき期日に関する定めをしたときはその旨を、新設合併にあつては、創立總會の期日に関する定めをしたときはその旨を、おのおの合併契約書中に記載することを要するものとした改正要綱第七十五第五号および第七十六第五号に関して、以下のような批判が展開されている。すなわち、この規定の趣旨は、当事会社が合併の効力の発生時期につき別段の定めをした場合においても、これを合併契約書に記載しなければその効力を生じないというものである⁽¹²⁴⁾。そうとすれば、この規定は、当事会社が合併の効力の発生時期を任意に定めうるというものであることにならう。しかし、合併のような公衆の利益に重大な関係がある事項については、法律の規定をもってその効力の発生時期を画一的に定めて、法律関係の明確と確定を期することが必要である。合併の効力の発生時期は、一律に合併登記によらしめるべきである⁽¹²⁴⁾。

人的社会の合併につき、合併に対して異議を述べた債権者の債権額が会社債務総額の四分の一を超えたときは合併ができないものとした改正要綱第四十四に関しては、以下のような主張が展開されている。すなわち、この

規定は、結局会社をしてあらかじめ一部の債権者に対してのみ担保を供してその異議をおさえ、残余の債権者を無視して合併を強行するといった不公正な手段に走らせる原因となるのではなからうか。したがって、人的会社の合併に関しても、会社債権者の保護にあたっては、物的会社の合併と同一の原則に服せしめればよい。⁽¹²⁵⁾

次いで、この年に公表された有力な論稿として、社債権者集会制度の改正問題を論じた栗栖赳夫博士の論稿がある。栗栖博士は、大正不況および金融恐慌を契機として、大正末期から昭和初年にかけて現実に生じた社債の不払い、償還不能事件⁽¹²⁷⁾をふまえて、この問題を以下のように論じておられる。

社債権者集会制度に関しては、従来、担保付社債信託法が担保権の保存および実行ならびにこれに付随関連する範囲においてのみ社債権者団体を認め、その意思決定機関として社債権者集会制度を認め、その代表者の設置を許していたにすぎなかった。⁽¹²⁸⁾改正要綱第四百十八および第四百十九は、商法上の社債権者集会およびその代表者制度につき、その性質の許す範囲内において担信法上の社債権者集会およびその代表者制度を範とし、商法中株主総会に関する規定および担信法の規定に準じて規定を設けようとする方針であると評価しうる。⁽¹²⁹⁾そうとすれば、商法に社債権者集会制度の規定を設けるにあたっては、次の三点が考慮されるべきである。第一に、商法中の株主総会に関する現行規定はもろろのこと、この規定中不備改正の点をも考慮に入れたうえで、これに準じた規定を設けるべきである。⁽¹³⁰⁾第二に、担信法中の社債権者集会およびその代表者に関する規定は明治三八年以来改正されておらず、不備な点もあるため、担信法それ自体の改正も検討されるべきである。⁽¹³¹⁾第三に、株主総会の規定と担信法の社債権者集会の規定との整合性が図られるべきである。⁽¹³²⁾

(2) 昭和七年

この年に公表された主たる論稿としては、改正要綱全般にわたって主としてドイツ法を参照しつつ批判を加え

られた高窪喜八郎博士の論稿⁽¹³³⁾がある。この論稿は、法学新報に同年三月から連載が開始されたものであるが、昭和九年四月まで足掛け三年間にわたるものである。便宜上、この年に掲げておこう。今日的視点からすれば、きわめて大胆な政策の採用を主張されていると評価しうる部分もあるが、当時の社会的背景を考えるうえで興味深い点がある。

右の論稿の一貫した姿勢は、会社制度がもたらす弊害の主たる要因を会社設立法制の不備に求めるというものである。したがって、会社設立に関してきわめて厳格な干渉主義的主張がなされている。すなわち、募集設立制度こそが、泡沫会社を生み、会社設立屋の横行・権利株の売買などを通じて国民経済を破壊する原因の元凶であるとし⁽¹³⁴⁾、この制度はすみやかに全廃すべきであると主張されている⁽¹³⁵⁾。大規模株式会社の設立は、銀行団や有価証券商団の参加または援助によるべく、会社の成立後に広く株式を売り出せばよいとされる⁽¹³⁶⁾。また、会社設立の際に実施されるべき検査について、厳格な検査を要求する規定を整備するとともに、半官半民の検査会社を設立し、これに強制検査をなさしめるべきである等⁽¹³⁷⁾、きわめて斬新な主張を展開されている。

さらに株式会社への最低資本制度の導入が提唱されている⁽¹³⁸⁾（一〇万円程度）。また、変態設立につき、改正要綱以上に厳格な立法がなされるよう要求されている。たとえば、事後設立に関する要綱第七十九に対し、たとえ特別決議とはいえ、かかる契約をなすことを株主總會決議に一任してよいということであれば、会社法が規定する干渉的規定の大部分が不要となる⁽¹³⁹⁾、と述べておられる。

当事者間における権利株の譲渡を認める要綱第九十六に対し、会社の乱設が経済困難の一大要因をなしたという実態を看過して、権利株の売買を公認しようという政策には驚かざるをえないとされ、これを厳禁しかつ無効とすべきとされている⁽¹⁴⁰⁾。外国に権利株の譲渡を制限する規定が存在しないのは、外国ではそもそも権利株の譲渡

が行われないからにすぎないためであると述べておられる。⁽¹⁴⁾

次いで、未払込みのある株式を対象とする取引がわが国の証券取引市場の取引高の半数近くに上るといふ事態をふまえ、広く一般にこのような取引が行われるがために資本充足の原則を破壊する結果を招くのであるから、わが国においては、未払込株式の譲渡を認めないことにするか、全額払込制度に改めるべきであるといふ旨を提唱されている。⁽¹⁵⁾

さらに、決算期に作成すべき株式会社会社の計算書類につき、会社の健全性を貫くために、詳細な干渉規定を設ける旨の主張を展開されるなど、全体として、きわめて嚴格かつ干渉主義的な政策が色濃く表明されている。しかし、たとえば自己株式の取得および質受けに関しては、自己株式の運用が巧妙に行われることは株式会社制度の長所とみるべきであり、会社の有する債権の担保としてこれを取得したり、会社が重大な損害を回避するためこれを買い占めたり、株式市価が不当に低い場合にこれを買収する等、自己株式の取得および質受けは、実際上も法理上も相当広く自由を認めるべきであるといつた、不干渉・自由主義的な主張がなされているという側面も見受けられる。

(3) 昭和八年

この年に公表された論稿としては、商法学者による商法改正に関する講演録⁽¹⁶⁾が見つけられる。このうち、西原寛一博士が昭和七年一月に京城帝国大学法文学会の主催によって行われた講演は、会社法改正要綱の解説にとどまらず、さらに踏みこんだ独自の提言が折りこまれたものとなっている。たとえば、株式会社⁽¹⁶⁾の取締役に無限責任を負わせるといふ政策の可能性を研究すべきであると示唆されている。すなわち、貯蓄銀行法、無尽業法および有価証券割賦販売業法においては、取引先の性質を考え、これらの会社の取締役に無限責任を負わせる例を

開いているが、これらの特則がいかなる程度において一般化されるべきであるかは考究に値する、と述べておられる。加えて、監査役に職業的専門家を参加させるべき旨を示唆される。⁽¹⁴⁶⁾この点に関しては、計理士法が公布され（昭和二年三月三十一日法律第三二号）、信託業法の改正（昭和四年）によって信託会社に対し会社検査業務の兼営が認められている時代であるから、実行不可能とはいえないとされている。⁽¹⁴⁹⁾

また、会社法改正に関連する事件として、この年の四月には担保附社債信託法が改正され⁽¹⁵⁰⁾（昭和八年法律第四四号）、同年五月二〇日に施行されている。その主たる改正点は、第一に社債に付すべき物上担保の種類拡張である。すなわち、社債に付すべき物上担保として新たに漁業財団抵当および自動車交通事業抵当を認めた。⁽¹⁵¹⁾第二に、同一の担保権をもって担保する社債の分割発行制度、いわゆるオープン・アンド・モアゲージの採用である。すなわち、会社がその事業資金を数次にわたって必要とし、これを社債によってその財産を担保として調達する場合、同一担保権をもって担保する社債を分割して発行する制度を採用した。⁽¹⁵²⁾

(4) 昭和九年

この年には、第一東京弁護士会が主催する商法改正調査委員会が改正要綱に対して一個の決議をなしている。決議の日付けは必ずしも明らかではないが、同年四月以前のことである。⁽¹⁵³⁾すなわち、同委員会は、「本委員会ハ司法省発表ノ商法改正要綱ハ根本的ノ改造ヲ要スヘキモノト認ム」との決議をなし、その理由書を付してこれを公表している。⁽¹⁵⁴⁾右の決議および理由書の草案の主たる執筆者は高窪喜八郎博士であり、一部、同委員会委員の大島正義弁護士の提案を基礎として作成されたものである。⁽¹⁵⁵⁾

右理由書に述べられた主張の概要を挙げておこう。その主張の基本的な立場は、有限責任会社または私会社制度を導入する以上は、株式会社を規整する立法に関しては、国家は十分な干渉をもって臨むべきであるとすると

のである⁽¹⁵⁶⁾。具体的には以下のような提案がなされている。

まず、強制検査制度の設定が提案されている。すなわち、会社設立、資本増加、会社計算書類等にかかる検査、その他少数株主の請求による検査等につき、賠償能力のある計理士または検査会社による検査制度を導入すべきであるとしている⁽¹⁵⁷⁾。監査役制度の改善に関して、取締役と特殊な関係を有する者の就任を禁ずる措置を講ずるとともに、少数株主派からも起用する途をひろくこと等が提案されている⁽¹⁵⁸⁾。最低資本金制度の導入を提唱し、その金額を一〇万円以上としている⁽¹⁵⁹⁾。また、会社設立手続きの厳格化を求め、募集設立を認めないことに加え、現物出資、財産引受、事後設立につき、発起人または取締役が提出すべき報告書の詳細な条件を定め、強制検査を徹底させる等、いっそうの干渉的規定を設けるべきであるとしている⁽¹⁶⁰⁾。少数株主の保護政策として、会社荒しに対する厳罰主義と引換えに、株主に対して総会における報告請求権を付与することを提案している。すなわち、総会の決議事項の目的と関連を有する会社の事情につき、取締役に報告を求めるといふ権利を株主に与え、取締役がこれを拒絶しても少数株主団の支持があれば報告請求に応じなければならぬとするものである⁽¹⁶¹⁾。大株主の権利濫用に関しては、大株主が取締役を牽制して会社に損害を及ぼす行為をさせたとき、取締役と連帯して賠償責任を負わせるよう提案している⁽¹⁶²⁾。株券の有価証券性を徹底させるため、総会決議の無効が確定しても株主はいったん受領した配当金および利息の返還義務を負わないこととし、株金払込みの責任を最終株主に限る等の政策を研究するよう提案している⁽¹⁶³⁾。さらに、従属会社またはコンツェルン会社に関する規定を設けるべき旨が提唱されている。すなわち、営業報告書においてこれらの関係を明らかにさせ、財務諸表の作成においても、これらの関係を反映させた規定を設けるべきであるとする⁽¹⁶⁴⁾。取締役の報告義務も、従属会社またはコンツェルン会社に及ぶものとすべきであると述べている⁽¹⁶⁵⁾。取締役、会社間の取引に関して、会社を代表する者を監査役とすべき旨が述

べられている⁽¹⁶⁶⁾。会社の重要な業務執行に関して、高価な物件の買入れ、譲渡、質入れにつき相当な制限規定を設け、また高額の報酬を必要とする使用人の任免に監査役の同意を要するものとする旨が提案されている⁽¹⁶⁷⁾。会社の事業を監督する立場にあった公務員のいわゆる天下りの制限が提案されている⁽¹⁶⁸⁾。株主総会議事録の作成に関し、公証人等を関与させるべきこととされている⁽¹⁶⁹⁾。営業報告書、財産の評価、貸借対照表に関しては、その内容、項目の分類等に至るまで、相当に詳細な準則を設けるべきことが述べられている⁽¹⁷⁰⁾。新株の発行による増資は、資本の全額払込前にこれをなしえないとする原則を撤廃しないよう求めている。この原則を撤廃すれば、むしろ投機的な資本増加を行う弊害の方が大きいとの危惧がその主たる根拠である⁽¹⁷¹⁾。また、増資にかかる新株発行においては、株主に対し、その持株数に応じて新株を優先的に割り当てることを請求しうる権利を与えるべきであるとしている⁽¹⁷²⁾。権利株の譲渡に関しては、放任主義を改めて、この弊害を除去すべく、明文をもって無効とすべきであると主張している⁽¹⁷³⁾。外国株式会社の場合に国における営業に関して、許可主義を原則とし、例外的に相互主義を採用すべきであると提案している⁽¹⁷⁴⁾。最後に、罰則規定をより広範かつ厳格にする方向で規定すべき旨が述べられている⁽¹⁷⁵⁾。

これ以外の改正要綱に関する論稿としては、実務家の立場から、改正要綱において用いられた用語とりわけ会計上の用語に関して、混乱を招かないように会计学で用いられる用語との整合性を図るべきであると述べるものがある⁽¹⁷⁶⁾。

なお、改正要綱と直接の関係はないが、当時のドイツにおけるナチスの台頭およびわが国のドイツへの政治的傾斜を反映してか、指導者原理に基づき、取締役の手に株式会社社の指導権を委ね、株主総会の権限を強く制限するというナチスの原理に基づくドイツ株式会社組織法の研究が始まったのも、昭和九、一〇年あたりのことであ

る。⁽¹⁷⁾

昭和一〇年には、商法学界において注目すべき改正要綱に関する論稿が見うけられない。以後、商法学界では、昭和一一年に公表された商法改正法律案を軸として論議が展開されることになる。

- (67) 志田鉦太郎「日本商法典の編纂と其改正」明大商学論叢一〇巻五・六号（昭和六年）四二五頁。
- (68) 松本丞治「商法改正要綱解説(1)」法学協会雑誌四九卷九号（昭和六年）一〇三頁。
- (69) 志田・注（67）前掲四二五頁。
- (70) 松本・注（68）前掲一〇四頁。
- (71) 同前。
- (72) 松本丞治「商法改正の話(1)―(2)―東京工場懇話会会報六〇号（昭和六年）九頁以下、六一号六頁以下を参照して概観する。なお、松本丞治「商法改正要綱解説(1)―(7)―法学協会雑誌四九卷九号（昭和六年）一〇三頁以下、四九卷一〇号一二七頁以下、四九卷一〇号一九頁以下、四九卷一二号一二八頁以下、五〇卷一号（昭和七年）一二八頁以下、五〇卷二号一二五頁以下、五〇卷三号一五七頁以下は、要綱の全項目について解説を加えたものである。これもあわせ参照する。同じく主査委員による要綱解説として、大森洪太「商法改正要綱摘要」法律時報三卷一〇号（昭和六年）五三頁以下がある。
- (73) 同前・話(1)一七頁、解説(1)一二七―一二八頁参照。
- (74) 話(1)一七頁、解説(2)一三二―一三三頁参照。
- (75) 話(1)一七頁、解説(2)一三三―一三四頁参照。
- (76) 話(1)一七頁、解説(2)一三六―一三七頁参照。
- (77) 話(1)一八頁、解説(2)一五〇―一五一頁参照。
- (78) 話(1)一八頁、解説(2)一五七頁参照。

- (79) 話(1)一九頁、解説(2)一五九—一六〇頁参照。
- (80) 話(1)一九頁、解説(2)一六四—一六五頁参照。
- (81) 話(1)一九頁、解説(2)一六六頁参照。
- (82) 話(1)一九頁、解説(2)一六二頁参照。
- (83) 話(1)一九頁、解説(3)一一—一一五頁参照。
- (84) 話(1)二〇頁、解説(3)一一五頁参照。
- (85) 話(1)二〇—二二頁、解説(3)一二四—一二五頁参照。
- (86) 話(1)二二頁、解説(3)一三三頁参照。
- (87) 話(2)六頁、解説(3)一三六頁参照。
- (88) 話(2)六頁、解説(4)一二八—一二九頁参照。
- (89) 話(1)一五頁、解説(4)一二九頁参照。
- (90) 話(2)七頁、解説(4)一三七頁参照。
- (91) 話(2)七—八頁、解説(4)一三八—一三九頁参照。
- (92) 話(2)八頁、解説(4)一四一—一四五頁参照。
- (93) 話(2)八頁、解説(5)一二八—一二九頁参照。
- (94) 話(2)九頁、解説(5)一二九—一三〇頁参照。
- (95) 話(2)九頁、解説(5)一三四—一三五頁参照。
- (96) 話(2)九頁、解説(5)一三六—一三八頁参照。
- (97) 話(2)一〇頁、解説(5)一四〇—一四二頁参照。
- (98) 話(2)一〇頁、解説(5)一四六—一四七頁参照。

- (99) 話(2)一〇——一頁、解説(5)一四七——一五八頁参照。
- (100) 話(2)一一頁、解説(6)一二九——一三四頁参照。
- (101) 話(2)一二頁、解説(6)一三七頁参照。
- (102) 話(2)一二頁、解説(6)一四一——一四五頁参照。
- (103) 話(2)一三頁、解説(7)一五八——一五九頁参照。
- (104) 話(2)一四頁、解説(7)一六〇——一六三頁参照。
- (105) 話(2)一四頁、解説(7)一六六頁参照。
- (106) 話(2)一四頁、解説(7)一六七——一六八頁参照。
- (107) 話(2)一四頁、解説(7)一六八頁参照。
- (108) 話(2)一五頁、解説(7)一六九——一七一頁参照。
- (109) 話(2)一五頁、解説(7)一七一——一七七頁参照。
- (110) 話(2)一六頁。
- (111) 法律時報編集室「会社法改正について東京商工会議所理事渡辺鉄藏氏に聴く」法律時報三卷一〇号(昭和六年)五六頁以下。
- (112) 同前五六頁。
- (113) 同前。
- (114) 同前。
- (115) 同前。
- (116) 同前五六——五七頁。
- (117) 同前五七頁。

- (118) 同前。
- (119) 松本丞治「商法改正要綱解説(4)」法学協会雑誌四九巻一、二号(昭和六年)一三〇頁。
- (120) 太田哲三「商法改正要綱中の株式会社の計算」會計二九巻六号(昭和六年)八二九―八三〇頁参照。
- (121) 同前八三〇頁。なお、原口亮平「商法改正要綱に於ける財産評価について」国民経済雑誌五三巻三号(昭和七年)一〇頁参照。
- (122) 原口・同前一二頁参照。
- (123) 大隅健一郎「商法改正要綱に於ける会社合併の問題(1)―(2)」法学論叢二六巻五号(昭和六年)七二六頁以下、二六巻六号九〇七頁以下。
- (124) 同前・二六巻五号七四二―七四三頁参照。
- (125) 同前・二六巻六号九〇九頁参照。
- (126) 栗栖赳夫「商法改正要綱に見えたる社債権者集会制度(1)―(2)」法学新報四一巻一〇号(昭和六年)九二頁以下、四一巻一―号八九頁以下。
- (127) これに関しては、同前・四一巻一〇号一〇四―一〇五頁参照。
- (128) 同前・一〇三―一〇四頁。
- (129) 同前・四一巻一―号九一頁。
- (130) 同前。
- (131) 同前九一―九二頁。
- (132) 同前九二―九四頁。
- (133) 高窪喜八郎「商法改正要綱に対し反対すべき点(1)―(19)」法学新報四二巻三号(昭和七年)一頁以下、四二巻四号一〇頁以下、四二巻五号一頁以下、四二巻六号八頁以下、四二巻七号七頁以下、四二巻九号五七頁以下、四二巻一〇

- 号一頁以下、四二卷一〇号二四頁以下、四二卷一〇号一頁以下、四三卷一〇号六〇頁以下、四三卷二号五五頁以下、四三卷三号五三頁以下、四三卷七号七七頁以下、四三卷八号五六頁以下、四三卷一〇号九五頁以下、四三卷一〇号七九頁以下、四三卷一〇号七九頁以下、四四卷一〇号九五頁以下、四四卷四号九〇頁以下。
- (134) 同前・四二卷六号六〇—六一頁参照。
- (135) 同前六二頁。
- (136) 同前六三頁。
- (137) 同前七九—八一頁参照。
- (138) 同前・四二卷一〇号一六頁。
- (139) 同前一八—一九頁参照。
- (140) 同前・四三卷一〇号七四頁参照。
- (141) 同前。
- (142) 同前七七頁参照。
- (143) 同前・四四卷一〇号一〇六頁、四四卷四号九〇頁参照。
- (144) 同前・四三卷二号六一—六二頁参照。
- (145) 田中耕太郎「商法の改正に就て」司法協会雑誌一二卷二号（昭和八年）一頁以下、西原寛一「株式会社に於ける病理的現象と其の匡正」司法協会雑誌一二卷二号（昭和八年）二九頁以下。
- (146) 西原・同前五頁。
- (147) 同前。
- (148) 同前六一頁。
- (149) 同前。

- (150) 担信法改正の解説として、栗栖赳夫「担保附社債信託法改正案に就て」法律新聞三五三〇号（昭和八年）三頁以下、同「担保附社債信託法中改正法」法学新報四三卷六号（昭和八年）一六頁以下、同「社債法の不備及其の改正」銀行研究二五卷六号（昭和八年）一三頁以下。
- (151) 栗栖・同前法学新報四三卷六号二一―二二頁参照。
- (152) 同前二六―二七頁参照。
- (153) 高窪喜八郎「商法改正要綱は根本的の改造を要す(2)」法学新報四四卷六号（昭和九年）八七頁参照。
- (154) 同委員会の商法改正調査委員起草要綱は、正義一一卷三号（昭和一〇年）一頁以下、同一一卷四号四一頁以下に掲載されている。
- (155) 高窪喜八郎「商法改正要綱は根本的の改造を要す(1)」法学新報四四卷五号（昭和九年）四四頁参照。
- (156) 起草要綱・注（154）前掲一一卷三号一〇頁。
- (157) 同前一〇―一一頁参照。
- (158) 同前一―一二頁参照。
- (159) 同前一四頁参照。
- (160) 同前一五―一八頁参照。
- (161) 同前一八―一九頁参照。
- (162) 同前一九頁参照。
- (163) 同前一九―二〇頁参照。
- (164) 同前二〇―二二頁参照。
- (165) 同前一八頁参照。
- (166) 同前二二頁参照。

- (167) 同前参照。
- (168) 同前二三頁参照。
- (169) 同前参照。
- (170) 同前二三―三三頁参照。
- (171) 同前三三―三四頁参照。
- (172) 同前三四頁参照。
- (173) 同前三五頁参照。
- (174) 同前三五―三六頁参照。
- (175) 同前三六頁参照。
- (176) 山本淳一「商法改正の要綱に就て」法律新聞三七八三号（昭和九年）四―五頁参照。
- (177) 八木弘「株式会社制度の改革——独逸法学会の株式会社法改正意見」国民経済雑誌五七卷三号（昭和九年）一二―二頁以下、後藤清「ナチスの指導者原理と株式会社組織法改正論」民商法雑誌二卷二号（昭和一〇年）一六五頁以下あたりが、ナチスの会社法論研究の嚆矢である。

（平成六年八月二六日・未完）

資料1

○東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会決定による株式会社法改正に関する内部的確定事項*

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 商行為を為すを業とする否とを問わず一般に営利を目的とする社団法人を会社とすること</p> <p>(2) 第四十八条の解散命令に関する規定は実用に適せざるの感あるを以って相当之を拡張すること</p> <p>(3) 登記を会社成立の要件とすること</p> <p>(4) 現物出資其他会社の創立に関する調査に付き、其の明確を期する為め相当の改正を為すこと（併せて一般に会社関係の非訟事件の徹底を期する為め関係法規の改正を為すこと）</p> <p>(5) 現物出資に関する規定の適用を回避する目的を以つて行われる財産の買入を防圧する為め新たに規定を設けること</p> <p>(6) 検査役の職責の貫徹を期する為め之に関する規定を改正すること</p> <p>(7) 株式譲渡の禁止及び制限並びに利益を以つてする株</p> | <p>(8) 株式に対する質権の設定につき、其の効果が当然株主の会社に対して有する財産上の権利に及ぶもの（新設）然らざるもの（現時行わるるもの）とを併せ規定すること</p> <p>(9) 株券喪失の場合に於て公示催告の手續に関する規定を適用すること（但し除権判決手續に付いては民事訴訟法関係法規の改正に関連して研究すること）</p> <p>(10) 株式譲渡の禁止及び制限の定めを株券の記載事項と為すこと</p> <p>(11) 定時株主総会招集の懈怠に対する罰則を設けること（研究事項（20）（25）及び（26）参照）</p> <p>(12) 第六十三条の決議無効の判決以外の決議無効の判決（実質的決議無効の判決）及び第二百三十二条の設立無効の判決以外の設立無効の判決其他之に準ずる会社関係の判決の効力は、当事者に非ざる株主に対しても其の効力を生ずるものとする</p> <p>(13) 決議無効の訴及び設立無効の訴等に付き、濫訴防止の為めにする罰則其他適當の規定を設けること</p> <p>(14) 取締役の破産宣告請求（第一百七十四条第二項）の解</p> |
|--|---|

- 意に付き、其の制裁を厳にすること
- (15) 株主総会に提出すべき書類に関する規定を詳密にすること
- (16) 財産評価に関する規定を設けること
- (17) 第九十四条第一項の「利益ヲ配当スル毎ニ其ノ利益」とあるを適当に改正すること
- (18) 建設利息の配当期間に関し規定を設けること
- (19) 債券を無記名式又は記名式に限るときは其の旨を社債申込証に記載するを要するものとする
- (20) 無担保社債の場合に於ても社債権者集会の制度を設けること
- (21) 定款を以てて第九十二条の特別決議の条件を相当の限度に於て嚴重にすることを得るものとする
- (22) 会社の設立の場合に於ても亦優先株の発行を認むること
- (23) 特別の利益（個別的優先株）を資本増加の場合に於ても亦認むること
- (24) 後配株を認むること
- (25) 各種異種類の株主総会を認むること
- (26) 登記を以てて資本増加の成立要件とすること（確定事項（3）参照）。而して第二十四条の株主総会に付き新株式の引受人も決議に参加し得るものとする
- (27) 株式の併合に当たり（第二百二十条ノ三、第二百五十五条第二項）失権となるべき端株を少くする趣旨の下に規定を改正すること
- (28) 事業の成功、成功の不能及び株主が七人未満に減じたることを解散事由より除くこと
- (29) 株式会社と合名会社又は合資会社との合併を認めざること
- (30) 合併手続に付き、明確なる規定を設けること（特に合併の成立時期を明らかにすること）（確定事項（3）及び（26）参照）
- (31) 設立を無効とする事由を明確にすること
- * 佐々穆「株式会社法改正に関する内定事項（1）―（2）」法律学研究二七卷一号（昭和五年）一一一頁以下、同三号一一〇頁以下を底本とする。カタカナをひらがなとし、旧漢字を新漢字とした。適宜、句読点を付し、促音、濁音を表記した。一部送りがな表記を

変更した。

資料2

○東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会決定による株式会社法改正に関する研究事項*

- (1) 会社の種類に付き、株式会社を廃止するの可否及び小規模の株式会社（有限責任会社又は之に類似するもの）を設定するの可否を研究すること（発問事項（12）参照）
- (2) 株式会社の設立に付き、現行制度の如く準則主義に委するの可否を研究すること
- (3) 設立手続に付き、目論見書主義を参酌して規定するの可否を研究すること
- (4) 発起人にして株式の引受を為さず又は其の引受けたる株式を譲渡するの弊其の他の一般に発起人の責任回避の弊を除去する方法を研究すると共に、発起人の責任を一層明確にする方法を研究すること
- (5) 会社の設立を名として行われる詐欺の予防方法（特に民事上の責任に関し）を研究すること
- (6) 株式会社の為す公告に付き、一層其の効果を挙ぐる方法を研究すること（発問事項（13）参照）
- (7) 発起人の受くべき報酬の額に付き、之を明確にする規定を設けて制限するの可否を研究すること
- (8) 定款の絶対的及び相対的記載事項に付き、現行規定に追加すべきものの有無を研究すること（確定事項（7）及び（10）に関連）
- (9) 株式の引受及び株金の払込なきに拘らず之有るものとして会社を成立せしむるの弊を除去する方法及び第三百三十六条の規定を改正する具体案を研究すること
- (10) 会社に関する調査一般に付き、裁判所の権能を拡張する方法を研究すること（確定事項（5）及び（6）に関連）
- (11) 虚無人又は無能力者の名義を以つてする株式の申込に対する措置及び欺かる株式に付き株金の払込を為さしむる方法を研究すること
- (12) 譲渡を禁止しまたは之を制限したる株式（第四百十九条）の競売に付き、強制執行法の改正と関連して研究すること

- (13) 権利株の譲渡（発起人を除く）を認むるの可否を研究すること（研究事項（4）参照）
- (14) 株券発行の義務を法文上明確にするの可否を研究すること
- (15) 会社が自己の株式を譲受け又は質権の目的として受け得ることを或る限度に於て認むるの可否を研究すること
- (16) 失権手続に於ける譲渡人の責任の消滅期間（第百五十四条）を延長する可否を研究すること
- (17) 株主名簿の記載に或る程度の公信力を認むるの可否を研究すること
- (18) 株主総会の招集の場所及び会議の延期に付き、規定を設くるの可否を研究すること
- (19) 同時に数個の株主総会の成立することを防止する方法を研究すること
- (20) 定時株主総会の招集懈怠の場合に於て株主の招集請求権を認むるの可否を研究すること
- (21) 株主総会に於て議決権を行使することを得ざる事由、即ち所謂特別の利害関係の範囲を明確に規定するの可否を研究すること
- (22) 株主総会の議事方法及び議事書類に付き、詳細に之を規定するの可否を研究すること
- (23) 取締役又は監査役は株主たることを要せざるものとするの可否を研究すること（但し取締役又は監査役の責任問題に関し再考すること）
- (24) 取締役が会社と取引を為すことを得る場合に付き、商法第百七十六条の規定を改正するの可否を研究すること
- (25) 取締役及び監査役の責任に付き研究すること。特に株主及び会社債権者の保護を全くする趣旨の下に具体的に明確なる規定を設くることを研究すること
- (26) 任務懈怠に因る取締役及び監査役の責任を取締役及び監査役全員に課するの可否を研究すること
- (27) 取締役及び監査役の報酬に付き研究すること（発問事項（9）参照）
- (28) 保証債務、手形裏書に因る債務、その他貸借対照表に計上すべき項目に付き、特に規定を設くるの可否を研究すること（確定事項（16）に関連）
- (29) 貸借対照表上、未払込株金の評価に関する規定を設くることの可否を研究すること

- (30) 株主及び会社債権者は費用を支払いて一定の書類の謄本又は抄本の請求を為し得るものとするの可否を研究すること（発問事項（7）参照）
- (31) 従業員、其の他使用人の利益の為にする積立金の処分の制限及び使用人より受入れたる預金の保護に關し規定するの可否を研究すること
- (32) 資本増加の場合及び会社合併の場合に於ても建設利息の配当の定めを為し得ることの可否を研究すること
- (33) 利益及び建設利息の配当請求権に付き、法定消滅期間又は時効期間を定むるの可否を研究すること
- (34) 社債其の他之と同視すべき債務に付き、特別の法律を制定するの可否を研究すること
- (35) 社債の発行に關し其の確実を期する為め特に左の事項に付き研究すること
- (イ) 社債発行の監督に關する機関を設立すべきか
- (ロ) 社債発行の原因及び社債の用途を公にし、之に基づき責任を負わしむべきか
- (ハ) 社債を担保付のものに限るべきか、又は担保付及び無担保のものを認め兩者に対する規定を異にするべきか
- (二) 社債募集の決議（第九十九条）の内容を明らかにするを要するものとすべきか
- (ホ) 「現存スル財産」（第二百条第二項）の意義を明らかにすべきか
- (36) 社債借替の場合に於ては第二百条の制限に依ることを要せざるものとするの可否を研究すること
- (37) 社債募集の目的を社債申込証の記載要件とするの可否を研究すること（研究事項（35）ノ（ロ）参照）
- (38) 第二百四条ノ二の規定を明確にするの可否を研究すること（「自己ノ名ヲ以テ」の点）
- (39) 無担保社債権者は一般の優先弁済を受くるの利益を有するものとするの可否を研究すること（研究事項（35）ノ（ハ）参照）
- (40) 資本増加の條件に關する第二百十條の制限を適當に緩和するの可否を研究すること
- (41) 現行法上、取締役の權限に屬する行為にして總會の決議を経るを要することを妥當とする事項（例えば支店の營業讓渡）に付き研究すること
- (42) 強制清算の制度を認むるの可否を研究すること

(43) 株式会社の解散後に於ける継続を認むるの可否を研究すること

(44) 株式会社と株式合資会社との合併を認むることの可否を研究すること(確定事項(29)参照)

(45) 吸収合併のみを認むる(新設合併を認めざる趣旨)の可否を研究すること

(46) 残余財産の分配に当たり会社の損益を株式の数に応じて株主に帰するの可否を研究すること。尚お残余財産の分配率と利益又は建設利息の配当率とを異にし、前者に付いては「プレミヤム」として払込みたる金額を分配率に加算するの可否をも併せ研究すること。尚お右に関連し、配当全般に付き、配当率に関する規定を改むるの可否をも併せ研究すること

* 佐々穆「株式会社法改正に関する研究事項

(1)―(4) 法律学研究二六卷一〇号(昭和四年)七一頁以下、同一号一一八頁以下、

同一二号一四〇頁以下、同二七卷一号(昭和五年)一四二頁以下を底本とする。カタ

カナをひらがなとし、旧漢字を新漢字とした。適宜、句読点を付し、促音、濁音を表

資料3

○東京商工会議所商事関係法規改正準備委員会決定による株式会社法改正に関する発問事項*

(1) 株式の金額の最低限度(商法第四百十五條第二項)の増減に関する貴見如何

(2) 記名式株式の移転の對抗要件に関する商法第五百十條の規定及び所謂白紙委任状付株式譲渡の商慣習法は株式の流通、其の善意取得者の保護の爲めに欠く所なしと云うべからず。寧ろ独逸商法の如く株券を指図式と爲し、譲渡人譲受人相互間に於ては手形の如く裏書に依りて之を譲渡することを得るものとし、且つ商法第四百十一條を株券にも準用するを可とするが如し(商法第二百八十二條参照)。之に関する貴見如何(譲渡を以つて会社に対抗する爲めには名義書替を要するは勿論なり)

(3) 株金払込の滞納に因る失権手続に関する現行規定(商法第三百十條、第五百十二條乃至第五百十四條)

記した。一部送りがな表記を変更した。

の運用上実際に生ずる不便の点及び右規定に付き改正を必要とするものありとせば之に関する貴見如何

(4) (イ) 少数株主権に関する規定(商法第百六十条、

第百七十八條、第百八十五條、第百八十七條、第百九十八條、第二百二十八條)は株式会社の本質上之を在置するの要あるは言を俟たざるところなるべきも、現行法上其の權利行使の要件たる資本の十分の一の限度は果たして適當のものなりや。之に関する貴見如何

(ロ) 少数株主権の濫用等に依る妨害其の他株主總會を攪乱する行為の事例は實際上必ずしも少なからざるものと思考せらるる處、右の実例(此の点に付いては相成るべくは具体的事例を挙示せられ度し)及び斯かる行為を防止する方法に関する貴見如何

(5) 取締役の任期は商法上三年以内と定められたるも(商法第百六十六條)右は果して適當のものなりや。監査役の任期に関する規定(商法第百八十條)と相俟ちて共に之を改正するの要なきか。之に関する貴見如何

(6) 商法は取締役に付き代表取締役と代表権なき取締役

との二種を認むるに過ぎざるも実際に於ては取締役に種別を設け、会長、副会長、社長、副社長、頭取、副頭取、専務、常務等の名称を用い、然も是等の取締役に於て法律と實際とに齟齬を生ず。依つて之此の点に於て法律と實際とに齟齬を生ず。依つて之等の取締役の権限に付いて商法中に規定を設け第三者の保護を計るを可とするものと思考せらるる處、之に関する貴見如何

(7) 株式会社に備付くべき書類に付き、商法の規定するところ必ずしも充分ならず(商法第百七十一條第一項、第百九十一條第一項、第百九十條)。之に関する規定を相当周到にするの必要ありと思料せらるる處、右書類の種類其の他之に牽連する事項に関する貴見如何

(8) 株主及び会社の債権者が会社の一定の書類の閲覧を請求し得ることは商法第百七十一條第二項及び第百九十一條第二項の規定するところなりと雖も、相当程度に於て之等以外の者にも会社の重要書類中或る種のものに付き閲覧の請求を為すことを得せしむるは、公示主義の本旨に適應するものと思料せらるる

処、之に関する貴見如何。又若し之を可とするものとせば、閲覧請求権者の限度及び閲覧するを得せしむべき書類の種類如何

(9) 賞与、手当その他如何なる名義に依るを問われず凡そ取締役又は監査役の受くべき報酬に法律上一定の限度を設くべしとの主張を為す者少なからず。之に関する貴見如何。又若し之を可とするものとせば右制限の具体的方法如何

(10) 法定準備金積立の限度(利益に対する積立の割合及び積立の最高限度)に関する貴見如何

(11) 資本増加の場合に於ける報告総会(商法第二百三十三條、第二百四四條)に付いては、一面に於て實際上其の效果なしとの意見あるも、他面に於て会社設立の場合に於ける創立總會と対応し其の必要あるもの如く思料せらるる処、之に関する貴見如何

(12) 会社の種類に付き、株式会社合資会社は寧ろ之を廃止すべしとの意見及び新たに独仏等に於くる有限責任会社又は之に類似するもの(小規模の事業を目的とするか又は比較的少数の社員より成る有限責任の会社)を設定すべしとの意見あり。之に関する貴見如何

何

(13) 会社が公告を為す方法は實際上区々なるも充分に其の効果を挙ぐることを得ざるの感なしとせず。之に関する貴見如何(尚お貴社に於て現に採用せらるる公告方法を開示せられ度し)

* 佐々穆「株式会社法改正に関する東京商工會議所の発問事項を読む」法律学研究二六卷九号(昭和四年)九一頁以下を底本とする。カタカナをひらがなとし、旧漢字を新漢字とした。適宜、句読点を付し、促音、濁音を表記した。一部送りがな表記を変更した。

資料 4

○東京弁護士会商法改正調査委員会「商法第二編に對する諮問答申書」* (昭和五年三月三日決定、同二四日提出)

第一、有限責任会社制度を採用すべし

第二、労働者参加株式会社の制度を採用すべし

- 第三、民法第四十三条は之を会社には適用せざることを
 第四、会社の定款は凡て公正証書を以つて作成すること
 第五、会社の成立の時機を「設立登記ヲ為シタルトキ」と
 改正明定すること
 第六、会社を代表すべき理事者と単に内部的に業務を執行
 するに過ぎざる理事者とを名称に於て区別すること
 第七、債権者を害する目的を以つて設立したる会社は債権
 者より訴を以つて簡易に其取消を請求することを得
 る規定を設けること
 第八、清算財産目録には時価に依る処分価額を付すべき旨
 の規定を設けること
 第九、無限責任社員は会社と連帯して責任あるものとする
 こと。但し社員が会社に資力ありて且執行の容易な
 ることを証明したるときは先ず会社財産に付き執行
 を為すを要するものとする
 第十、有限責任社員に付ても其出資額の限度に於て前「第
 九」項と同趣意の規定を設けること
 第十一、発起人は会社の事業に付、目論見書を作成して之
 を公告し之に對し其責に任せしむること
 第十二、株式会社募集成立に際し株式申込証其の他株式の
 募集に関する文書に其氏名を表示する事を承諾した
 る者は発起人に準じて其責に任せしむること
 第十三、株式の金額は二十円以上とし株式額中未払込を存
 すべきときは五十円を下るを得ざるものとする
 第十四、株式申込証の要件として株金払込取扱銀行を記載
 せしめ設立及び資本増加の登記には其株金取扱銀行
 の払込証明書を登記申請書に添付すべきものとし、
 且つ株金の払込を取扱いたる銀行は、其証明したる
 払込金を現実に会社に引渡す責に任ずべき趣旨に商
 法及び非訟事件手続法を改正すること
 第十五、株式会社の設立に關し設立登記申請を受けたる裁
 判所は職権を以つて百三十四条第一項所定事項調査
 の為め検査役を任命すべし。裁判者は検査役の調査
 に基づき百三十五条の規定に準拠して相当の処分を
 為すことを得る趣旨の規定を設けること
 第十六、本店所在地に於て会社が設立登記を為したる後は
 株式引受人は要素の錯誤の場合を除き株式申込証の
 要件欠缺を理由として引受の無効を主張することを
 得ざる旨の規定を設けること
 第十七、株主が無能力者なる場合と雖も会社に知れざる場

合に於て之に対して為したる通知及び催告を有効ならしむる規定を設くること

第十八、記名株の譲渡に裏書の途を開くと同時に吾国旧来の習慣たる白紙委任状に依る流通の結果善意に記名株を取得したる者を保護する規定を設くること

第十九、会社より株式払込の通知を為したる後に株式の譲渡ありたるときは譲渡人は譲受人と連帯して其株金払込の義務ある旨を明定すること

第二十、会社は第百五十三条一項により失権したる株主が株式譲渡人の滞納株金払込以前又は失権株式の競売前に滞納株金及び其の費用の全部を支払いたる場合は失権を取消すことを得。但し第三者の権利を害せざるときに限る。此の場合会社は遅滞なく前条と同一の方法に依り失権取消しの広告をなすことを要する旨の規定を設くること

第二十一、株主総会は定款に別段の定めなき場合は本店所在地に於て開会すべきものと為すこと

第二十二、株主の提起する株主総会決議無効宣言及び設立無効宣言訴訟及株主総会決議の実質的無効の確認訴訟に関し、原告たる資格を（一）資本の百分の一以

上に当たる株主たらざること（二）設立後一年以上を経過したる会社に在りては一年以上株主たらざることの範囲内に於て定款の規定を以て制限し得ること。又債権者の提起する株主総会決議無効確認及び設立無効確認訴訟に付き、会社が担当の担保を供したるときは訴を却下する規定を設くること

第二十三、株主総会決議の実質的無効は其無効原因が重大なるとき又は公序良俗に反する場合を除き決議後一年を経過するときは最早之を主張し得ざることとし且つ右無効確認訴訟の判決の効力に付き大体に於て無効宣言訴訟の場合に準じ規定を設くること

第二十四、取締役及監査役は株主に限るとの資格制限を撤廃すること

第二十五、取締役及監査役の任期及員数に関する規定を削除すること

第二十六、監査役の業務執行を厳格ならしむるため銀行法定の監査役の責任と同等以上の責任を負わしむること

第二十七、取締役監査役が受くべき報酬の額は定款に別段の定めなき場合は創立総会又は株主総会の決議を以つて之を定むる旨改むること

第二十八、株式会社の借貸対照表上に掲載する財産評価の標準に關し第二十六条の一般規定の外更に左の趣旨の規定を設くること

(A) 取引所又は市場相場ある有価証券又は商品は取引所又は市場相場と買入又は製作価格との内低きもの以上に評価するを得ず

(B) 前項以外の財産は買入又は製作価格以上に評価するを得ず

(C) 設備其他企業経営に供せらるるものは相當なる標準による一定率の使用減価を見積る以上時価に拘らず買入又は製作価格によることを得

(D) 尚、企業全般の上に存する無形価値の評価に關し具体的規定を設くること

第二十九、第二百九条の定足数を欠ける総会決議も第六百十三条の訴に依るにあらざれば無効となさざる規定を設くること

第三十、資本増加に付、株金全額払込の制限撤廃のこと

第三十一、資本を増加し新に着手する事業の性質に依り第二百七条第一項の規定に従い本店の所在地に於て登記を為したる後二年以上其新事業の開業を為す能

わざるものと認むるときは第九十六条に準じ新株に對し利息の配当を為し得べき旨の規定並に此利息配当を受くべき新株主の利益を保護する為め第二百十二条の優先株主に準じたる新株主總會に關する規定を設くること

第三十二、合併に因り存続又は新設する会社が株式会社なる場合には其報告總會又は設立創會に於ける引継財産の評価と之に對し發行する株式との調査報告に關し現物出資に準ずる嚴重なる規定を設くること

第三十三、従來の社債の償還又は其借替の爲め其償還又は借替すべき金額の社債を募集する場合には其目的を明示せしめ且つ其社債の払込金は其目的以外に流用することを禁じ此違反に對しては第二百六十一条の如き嚴重なる制裁を課するものとしたる上第二百条の制限を適用せざる趣旨の規定を設くること

第三十四、株式合資会社制度を廃止すること

第三十五、会社編の罰則規定を相当過重すること

*東京弁護士会会報八卷二号(昭和五年)五二頁以下を底本とする。カタカナをひらがなとし、旧漢字を新漢字とした。適宜、句

読点を付し、促音、濁音を表記した。

資料5

○商法改正に関する東京商工会議所の意見（抄）*

（昭和四年十二月二十六日提出）

- 一、会社の種類に付き新に小規模の事業を目的とするか又は比較的少数の社員より成る有限責任の特別会社制度（独仏諸国に所謂「有限責任会社」を設けられ度し）
- 一、会社の合併に関する規定中殊に左の諸点に付き補充若くは改正せられ度し
 - （イ）合併の成立時期を合併登記の日とすること
 - （ロ）解散会社の登記は之を行わざることとし、合併登記を為すときに於て解散を証する書面を以つて足るものとする
 - （ハ）会社合併の場合に於ける併合不適の様式を失権手続に依る失権に附せずして適宜の方法に依つて処分し得る様規定を改正せられ度し
 - （ニ）会社合併の際其の結果として合併に依りて存続する会社が自己の株式を所有することとなる場合あり。此の場合に商法第一百五十一条第一項の規定の存するは甚だ不合理なるに依り、此の規定を適当に緩和せられ度し
- 一、株式会社創立に際し発起人となりたる者会社設立登記後に於て株式の未払込のありたること発見せられたる場合に発起人たるの故を以つて其の未払込の金額を負担し居るも既に会社設立登記後なる以上其の責任期間を登記後二ヶ年に限られ度し
- 一、優先株の議決権を制限することを得る規定を設けられ度し
- 一、電気、瓦斯等の諸事業其他公益的の事業に於ては商法第二百二十八条に定むる払込金額の限度を適当に低下せしめられ度し
- 一、商法第二百十條の増資に関する制限を適當の條件の下に緩和せられ度し
- 一、總會決議無効訴訟を提起し得べき株主に資本的制限を加うることを得る様規定を改正せられ度し
- 一、担保付社債権者集會の特別決議方法を緩和せられ度し
- 一、電氣事業法第十六條の二に定むる払込資本金超過社債の担保付たることを要する條件を撤廃せられ度し

一、旧償還の為にする社債の発行に際しては償還せらるべき旧債務の額は会社の債務中に之を算入せざること
に規定を改正せられ度し

一、同一信託証書に依り同時又は順次に発行する數個の社債を同順位に置くことを得る様民法第三百七十三條に對する例外規定を担保付社債信託法中に設けられ度し

* 商工月報六卷一号（昭和五年）一二八頁以下を底本とする。旧漢字を新漢字とし、旧かな使いを新かな使いに変更した。

資料 6

○法制審議会商法改正要綱*（抄）

第二編 会 社

第二十三 外国法上の有限責任会社又は英国法上の私会社に該当する特別の会社を認め之に付き特別法を以て規定を設けること

第一章 総 則

第二十四 株式会社又は株式合資会社を当事者の一方とする合併に於ては合併後存続する会社又は合併に因りて設立する会社は株式会社又は株式合資会社たることを要するものとすること

第二十五 第四十五條の規定を改め会社の設立は本店の所在地に於て登記を為すに因りて其効力を生ずるものとすること

第二十六 第四十六條乃至第四十八條の規定を削除し会社が正当の理由なくして成立後一定期間内に開業を為さず又は一定期間以上其營業を休止したるとき及び会社又は会社の業務を執行する社員、取締役若しくは監査役が法令又は公序良俗に反する行為を為したる場合に於て裁判所が相当と認めたる時は会社の解散を命ずることを得る旨の規定を設けること

第二章 合名会社

第一節 設 立

第二十七 第五十條第五号及び第五十一條第一項第五号中

「出資の種類」を「出資」に改め且第五十一条第一項規定の登記事項中に財産を目的とする出資の価格以外に其履行を為したる部分の価格を加ふる事

第二十八 本店及び支店の所在地に於て登記すべき事項に付ては支店の所在地に於て登記を為すべき期間を三週間とすること

第二節 会社の内部の關係

第二十九 已むことを得ざる事由あるときは会社は総社員の過半数の決議を以て或社員の業務執行権の剝奪を裁判所に請求することを得るものとする事

第三十 第五十九条の規定を改め社員が他の社員の承諾を得ずして其持分の全部又は一部を他人に譲渡したるときは其譲渡は之を以て会社其他の第三者に対抗することを得ざるものとする事

第三十一 第六十条第一項の規定を改め社員は他の社員の承諾あるに非ざれば会社と同種の營業を目的とする会社の取締役たることをも得ざるものとする事

第三十二 社員は他の社員の過半数の決議あるときに限り自己又は第三者の爲めに会社と取引を為すことを得べき旨及び此場合に於ては民法第百八条の規定を適用せざる

旨の規定を設くる事

第三節 会社の外部の關係

第三十三 已むことを得ざる事由あるときは会社は総社員の過半数の決議を以て或社員の会社代表権の剝奪を裁判所に請求することを得るものとする事

第三十四 第六十三条の規定を改め会社債権者が会社財産に對する強制執行に因りて弁済を得ること能はざりし場合に於ても亦各社員は会社債権者に對し連帶して会社債務の弁済の責に任ずるものとする事但社員が会社に弁済の資力ありて且執行の容易なることを証明したる場合には先づ会社財産より弁済を受くるを要するものとする事

第三十五 社員が会社債権者の請求を受けたる場合に於て会社に相殺権、取消権、解除権等あるときは社員は給付拒絶の抗弁権を有する旨の規定を設くる事

第三十六 第六十五条の規定を改め自己を社員なりと信ぜしむべき行為ありたる者は自己を社員と誤認して会社と取引を為したる者に對して社員と同一の責任を負ふ旨を明かにする事

第三十七 第六十六条但書の規定を改め本店の所在地に於

て出資減少の登記を為したる後二年間に異議を述べたる債権者に限り之に対抗することを得ざる旨を明かにすること

第四節 社員の退社

第三十八 社員が強制執行の容易なる財産を有せざる場合に於て社員が債権者が其持分の差押を為したるときは会社に対し六か月前に予告を為し営業年度の終に於て其社員を退社せしむることを得るものとすること

第三十九 第七十三条第一項の規定を改め退社員責任は退社の登記後二年内に請求又は請求の予告を為さざる会社債権者に対しては二年を経過したるとき消滅するものとする

第五節 解散

第四十 会社の目的たる事業の成功及び其成功の不能を会社解散事由より除くこと

第四十一 会社が総社員の同意に因りて解散したる場合に於ても第七十五条の規定に依りて会社を継続することを得るものとする

第四十二 会社が社員の一人と為りたることに因りて解散したる場合に於て新社員の入社あるときは会社を継続す

ることを得るものとする

第四十三 解散後の会社と雖も他の会社を存続会社とする合併を為すことを得るものとする

第四十四 第七十九条第二項、第三項及び第八十条の規定に代へ合併に対して異議を述べたる債権者の債権額が会社債務総額の四分の一を超えたるときは合併を為すことを得ざるものとする

第四十五 合併後存続する会社又は合併に因りて設立する会社が株式会社又は株式会社合資会社なるときは合名会社に於ても株式会社の合併に関する規定を準用するものとする

第四十六 合併後存続する会社又は合併に因りて設立する会社が株式会社又は株式合資会社なるときは其合併に付ては第二百二十四条の規定に準じて検査を為すことを要するものとする

第四十七 合併の無効を主張するを得べき事由を限定し且其主張は社員、清算人又は会社債権者が第九十九条の二以下の設立無効の訴に準ずる訴を6か月内に提起するに依りてのみ之を為すことを得るものとする

合併を無効とする判決は存続会社又は新設会社が合併後

為したる行為の効力に影響を及ぼさざるものとする事
合併後の行為に因りて生じたる債務は従前の会社の連帶
とし之に因りて生じたる権利義務は協議を以て其帰属を
定むること

前項の協議成らざる時は裁判所は合併当時の各会社の
財産額に応じ其帰属を定むること

第四十八 第八十三条の第二項の規定を削除し有限責任
社員に変更したる社員は退社員に準じて従前の債務に付
き無限責任を負ふものとする事

第四十九 会社継続の場合に於て従来の社員中の或者が有
限責任社員と為り又は新に有限責任社員を加入せしめて
合資会社に変更することを得るものとする事

第六節 清算

第五十 第八十五条の会社財産の処分方法を定むる場合に
於て社員の持分を差押へたる者あるときは其者の同意を
得るを要するものとする事

同条二項の規定を改め第七十八条第二項及び第七十九条
第一項、第二項の規定を準用すると同時に会社が其規定
に違反したる場合に於ては会社の債権者は会社が善意な
るときと雖も民法第四百二十四条以下の規定に依り会社

の為したる財産の処分を取消すことを得べきものとする
こと

第一項に違反したるときは持分の差押を為したる債権者
は前項に準じ取消権を有するものとする事

第五十一 裁判所が利害関係人又は検事の請求に因り清算
人を選任する場合に於ては第八十五条の財産処分方法に
依ることを得ざるものとする事

第五十二 会社が第八十三条の判決に因りて解散したると
きは裁判所は利害関係人の請求に因り清算人を選任する
ものとする事

第五十三 会社財産の換価方法として営業の全部又は一部
の譲渡を為すには社員の過半数の決議を要するものとし
ること

第五十四 破産法第十八条乃至第二十三条の規定を参酌し
て第九十一条の二の規定を補完すること

第五十五 清算人に関し民法第四十四条第一項、商法第百
六十四条第二項、第七十七条及び決議第三十二と同趣
旨の規定を設ける事

第五十六 第九十五条の規定に例外を設け争ある債権の弁
済に必要な財産を供託して残余財産の分配を為すこと

を得べきものとする事

第五十七 第九十九条の規定を改め清算人は第九十八条の規定に依り計算の承認ありたるときは二週間内に清算終了の登記を為すことを要するものとする事

第五十八 第九十九条の二の規定を改め会社の設立無効は社員に限り設立無効の訴を以てのみ之を主張することをを得る旨を明かにする事

第五十九 会社設立無効の訴は会社成立の日より六か月内に之を提起することを要するものとし第六十三条の第二項、第六十三条の三及び決議第六十二第二項と同趣旨の規定を加ふるものとする事

第六十 第九十九条の六第二項の規定を改め設立を無効とする判決は会社、社員及び第三者の間に生じたる権利義務に影響を及ぼさざる旨を明かにする事

第六十一 会社の設立の取消は訴を以てすることを要するものとし裁判所は会社の請求に因り設立の取消に代へ訴えを提起したる社員を社員たざりしものと看做すことを得るものとする事

第六十二 社員の債権者は債務者が其債権者を害することを知りて会社を設立したる場合に於て会社及び其社員に

対し訴を以て設立の取消を請求することを得るものとし且裁判所は会社の請求に因り設立の取消に代へて其社員を除名することを得るものとする事

第六十三 第一百一条中「其營業に關する信書及び清算に關する一切の書類」を「其營業及び清算に關する重要書類」に改むる事

第六十四 第一百三一条第一項の規定を改め社員の責任は解散の登記後五年内に請求又は請求の予告を為さざる会社債権者に対しては五年を経過したるとき消滅するものとする事

第三章 合資会社

第六十五 第一百二条の規定を改め有限責任社員が無限責任社員全員の承諾を得ずして其持分の全部又は一部を他人に譲渡したるときは其譲渡は之を以て会社其他の第三者に対抗することを得ざるものとし且持分の譲渡に伴ひて生ずる定款の変更は無限責任社員全員の同意を以て之を為すことを得る旨を明かにする事

第六十六 第一百三一条の規定を改め有限責任社員には第六十條の規定の適用なき旨を定むる事

第六十七 各有限責任社員は其出資の価格を限度とし他の

社員と連帯して会社債務を弁済する責に任ずべき旨及び

会社に対して履行を終はりたる出資の価格又は会社債権

者に対して弁済を為したる金額に付ては其責を免るべき

旨を定むること

第六十八 第一百六条の規定に対し決議第三十六と同趣旨

の改正を加へ且別に有限責任社員に其出資の金額又は価

格を誤信せしむべき行為ありたるときは其社員は之を誤

信して会社と取引を為したる者に対して其誤信せしめた

る金額又は価格に付き社員たる責任を負ふ旨の規定を設

くること

第六十九 有限責任社員が無限責任社員に変更したる場合

には第六十四条、無限責任社員が有限責任社員に変更し

たる場合には第七十三条の規定の準用ある旨を定むるこ

と

第七十 第一百七十七条第一項に追加して相続人人数ある場合

に付き第四百四十六条と同趣旨の規定を設くること

第七十一 無限責任社員又は有限責任社員の前員の退社に

因り会社が解散したる場合に於ては新に無限責任社員又は

有限責任社員を加入せしめて会社を継続することを得

るものとする事

第四章 株式会社

第一節 設立

第七十二 株式会社の定款は公正証書を以て之を作成すべ

きものとする事

第七十三 第二百十条規定の事項より取締役が有すべき株

式の数を削除すること

第七十四 会社の公告は官報又は時事に關する事項を掲載

する日刊新聞紙に之を掲載することを要するものとする

こと

第七十五 第二百一条の規定を削除すること

第七十六 第二百二条第四号中「其財産の種類」を「其

目的たる財産」に改むること

第七十七 第二百二条規定の事項中に会社の成立後に取

得することを約したる財産、其価格及び之を譲渡すべき

者の氏名を加ふること

第七十八 現物出資者は発起人と同一の責任を負ふべき旨

の規定を設くること

第七十九 会社の成立後二年内に継続して会社経営の用に

供すべき財産にして会社成立前より存在し且払込金額の五分の一以上の価格あるものを有償に取得すべき旨の契約を為すには株主総会の特別決議を要するものとする

と
第八十 第二百二十三条中会社が株式総数の引受に因りて成立すべき旨の規定及び第三百三十九条の規定を削除すること

と
第八十一 第二百二十六条第二項規定中に株式譲渡の制限に関する事項、株券裏書の禁止に関する事項及び議決権の制限に関する事項を加へ且同事項第五号中「会社が成立せざるとき」を「創立総会が終結せざるとき」に改むること

第八十二 株式申込証の要件として株金の払込を取扱ふ銀行又は信託会社を記載せしめ且設立の登記の申請に当たり申請書に右銀行又は信託会社の払込金保管に関する証明書を添付せしむべきものとし其銀行又は信託会社は其証明したる払込金額に付ては払込なかりしこと又は払戻に関する制限を以て会社に対抗することを得ざるものとする

第八十三 発起人に非ずして株式申込証又は目論見書、株

式募集の広告其他株式募集に関する文書に其氏名及び会社の設立を賛助する趣旨の記載を為すことを承諾したる者は発起人と同一の責任を負ふべき旨の規定を設くること

と
第八十四 株式の申込は表意者が其真意に非ざることを知りて之を為したる為め其効力を妨げらるることなき旨の規定を設くること

第八十五 現物出資者は株金の第一回払込を為すべき時期に於て発起人に対し其出資の目的たる財産の全部を給付することを要するものとする但登記又は登録を要する財産に付ては其手続は会社成立後に之を為すことを妨げざるものとする

第八十六 第二百二十四条第一項、第三百四十四条第一項第三号及び第三百五十五条中「第二百二十二条第三号乃至第五号に掲げたる事項」に会社の成立後に取得することを約したる財産に関する事項を加ふること

第八十七 定款に第二百二十二条第三号乃至第五号の事項又は会社の成立後に取得することを約したる財産に関する事項の記載あるときは発起人は創立総会招集前に裁判所に検査役の選任を請求し其調査報告書を創立総会に提出

することを要するものとする

第八十八 第三百三十五条に定めたる変更の決議に付ては発起人の全員其議決権を行ふことを得ざるものとする

議に付ては第三百三十八条の定款の変更又は設立の廃止の決議に付ては第三百五十六條第二項の規定は準用なきものとする

第九十 第四百四十一條第一項の登記事項中に株式譲渡の制限に関する事項及び株主に配当すべき利益を以てする株式消却に関する事項を加ふること

第九十一 株式引受の無効は株式引受人が創立總會に出席し其権利を行使したるとき又は会社成立後に於て株主としての権利を行使し若くは義務を履行したるときは之を主張することを得ざるものとする

第九十二 他人又は存在せざる者の名義を用ひて株式を引受け又は譲受けたる者は株主たる責任を負ふものとする

第九十三 会社の設立に関し発起人、取締役又は監査役が会社に對して負担する損害賠償の責任は会社成立の日より三年以後に於て株主總會の特別決議を以てするに非ざ

れば之を免除することを得ざる旨の設定を設くること

第九十四 発起人に対する訴の提起に付き第三百八十七條に準ずる規定を設くること

第九十五 第四百四十八條第一項規定の事項中に株式譲渡の制限及び株券裏書の禁止に関する事項を加ふること

第九十六 第四百四十九條但書及び第二百七十七條第三項の規定を改め権利株の譲渡又は其予約は之を以て会社に對抗することを得ざるものとし且発起人、取締役及び監査役は権利株の譲渡又は其予約を為すことを得ざるものとする

第九十七 記名株式は定款に別段の定なき限り株券の裏書に依りて譲渡することを得べきものとし大体に於て第四百五十七條、第四百六十一條及び第四百六十四條に準ずる規定を之に適用するものとする

第九十八 第五百十條第二項として記名株式の株券裏書に依る譲渡は取得者の氏名、住所を株主名簿に記載するに

準ずる規定を之に適用するものとする

第九十九 第五百十條第二項として記名株式の株券裏書に依る譲渡は取得者の氏名、住所を株主名簿に記載するに

準ずる規定を之に適用するものとする

第一百 第五百十條第二項として記名株式の株券裏書に依る譲渡は取得者の氏名、住所を株主名簿に記載するに

準ずる規定を之に適用するものとする

非ざれば之を以て会社に対抗することを得ざる旨の規定を設くること

第九十九 裏書禁止のものを除き其他の株券には第四百四十一条の規定の準用あるものとする。但株主名簿上の株主の爲したる裏書が真正ならざる場合に於ける第四百四十一条の規定の準用は会社に就き調査を爲すも其署名の真偽を判別すること能はざるときに限るものとする。

第百 記名株式の質入は株券の交付に依りて之を爲すことを得るものとする。同時に質権の設定を株主名簿に記載せしむることを得るものとし此後の場合に於ては質権者は会社より利益の配当又は残余財産の分配を受けて自己の債権の弁済に充当することを得べきものとする。

第百一 第五百十一条第一項の規定の例外として左の場合に限り会社は一時自己の株式又は其上の質権を取得することを得る旨を規定すること

- 一 株主失権の場合
- 二 株式消却の場合
- 三 合併又は営業全部の譲受の場合
- 四 強制執行、訴訟上の和解其他会社の権利実行の爲

めに必要な類似の場合

前項例外の場合に付き左の趣旨の規定を設くること

一 前項第二号の場合に於ては取得したる株式を遅滞なく失効せしむることを要し其他の場合に於ては株式を成るべく速に処分することを要すること

二 自己株式又は其上の質権の取得又は処分は営業報告書に記載することを要すること

三 会社は自己株式に付き議決権を有せず且第二百九一条第一項の適用に付ては自己株式の金額を資本の総額に、会社を総株主の數に算入せざること

第百二 株式強制消却に付き第二百二十条の二乃至第二百二十条の五に準ずる規定を設くること

第百三 第五百十三条第三項及び第二百二十条の三第二項の規定に依る株式の競売に代へ裁判所の許可を得て他の方法に依りて之を売却することを得べき旨の規定を設くること

第百四 株式譲渡人が第五百十三条第三項の規定に依りて不足額を弁済したるときは株券又は株主名簿の記載に依りて自己の後者たるものの全員に対し償還の請求を爲すことを得べく且其償還を爲したる者は更に自己の後者全

員に対し償還の請求を為すことを得べき旨を定むること
第百五 第百五十三條の失権株式に關し左の趣旨の規定を
設くること

一 会社は資本減少の規定に従ひ第百五十三條第三項
の競売に代へて失権株式を消却することを得るもの
とすること

二 前項の場合に於ては従前の株主又は各讓渡人は一
定の価額を提供して株式を買受くべき旨を申出づる
ことを得るものとし会社が其申出に應ぜずして消却
を爲したるときは滞納金額より其申出の価額を控除
したる金額を以て第百五十三條第三項の不足額とす
ること

三 第百五十三條第三項の競売を爲したる場合に於て
競落人なきときは前項の申出を爲さしめずして第一
項の消却を爲すことを得るものとする

第百六 第百七十二條の二の規定を第百五十三條第二項の
株式讓渡人及び第三項の従前の株主に対する通知及び催
告に準用すること

第百七 第百五十四條の規定を改め第百五十三條に定めら
る讓渡人の責任は讓渡を株主名簿に記載したる後二年内

に第百五十二條第一項の規定に依る払込の催告を發した
る株金額に關するものに限るべき旨を定むること

第百八 發起人が会社の設立に際して引受けたる株式に付
き会社成立の後五年内に第百五十二條第一項の規定に依
る払込の催告を發したる株金額に關しては其發起人は第
百五十四條に定めたる期間經過後と雖も第百五十三條に
定めたる責任を負ふものとする

第百九 第百五十五條第一項の規定を改め無記名株は定款
を以て之を認めたる場合に限り株金全額の払込ありたる
株式に付き之を發行することを得べきものとする

第百十 第二百一十一條の規定を改め優先株は資本増加以外
の場合に於ても之を發行することを得べきものとし之に
應じて登記事項及び株式申込証、株券、株主名簿の記載
事項等に関する規程を改むること

第百十一 定款の規定を以て後配株を認むることを得べき
ものとし之に應じて登記事項及び株式申込証、株券、株
主名簿の記載事項等に関する規定を改むること

第百十二 各種優先株、各種後配株及び普通株の間に於て
は単に利益の配当及び残余財産の分配に付てのみならず
資本増加の場合に於ける新株引受の權利、資本減少の場合

合に於ける株式の併合又は消却等に付ても差等を設くることを得るものとする事

第百十三 第二百十二条の規定を改め優先株又は後配株を發行したる場合に於て定款の変更が一種の株主に損害を及ぼすべきときは株主總會の決議の外其一種の株主の總會の決議あることを要するものとする事

右一種の株主の總會の決議は第二百九条第一項に準ずる定足数の株主出席し其議決権の三分の二以上の同意を要するものとする事

第三節 会社の機関

第一款 株主總會

第百十四 總會招集の場所は定款に別段の規定なき限り本店の所在地又は之に隣接する地に在ることを要する旨の規定を設くる事

第百十五 取締役又は監査役が總會を招集するには各其過半数の同意を以てすることを要するものとする事

第百十六 第六十条の規定に依りて招集せられたる總會の費用は其總會の決議を以て請求者の負担とすることを得る旨の規定を設くる事

第百十七 第六十二条の規定を改め定款を以て株式讓受

後六か月を超えざる株主の議決権の行使を制限することを得べきものとする事

第百十八 總會決議録を議事録に改め之に議事の經過の要領及び結果を記載し議長及び出席したる取締役、監査役之に署名すべき旨の規定を設くる事

第百十九 法律又は定款の規定に依る定足数の株主の出席なくして為されたる決議の無効に付ても亦第六十三条の規定の適用あるものとする事

第百二十 總會決議内容の違法を理由とする株主と会社との間の決議無効確認の訴に付て第九十九条の三、第九十条の四、第六十三条の二第三項、第六十三条の三及び第六十三条の四に準ずる規定を適用するものとする事

第百二十一 会社が左の行為を為すには株主總會の特別決議を要するものとし且第四号の決議は第七十八条及び第八十七条の適用を妨げざるものとする事

一 營業の全部又は一部の讓渡

二 營業全部の賃貸又は經營の委任、他人と營業上の損益全部を共通にする契約其他之に準ずる契約の締結、変更又は解約

三 他の会社の営業全部の譲受

四 第七十七条の規定に依る取締役又は監査役の責

任の免除

第二百二十二 第九十三條の規定は之を削除すること

第二百二十三 第六十一條第四項の規定に依り議決権を行

ふことを得ざる株主が決議に参加したる株主の議決権の
半数以上の議決権を有する場合に於て決議が著しく不当
なるときは其株主は決議の日より一か月内に決議の変更
を裁判所に請求することを得べき旨の規定を設けること

第二款 取締役

第二百二十四 第六十四條第一項の規定を改め取締役又は

監査役は株主中より之を選任することを要せざるものと
し第六十八條の規定を削除すること

第二百二十五 第六十六條但書中「配当期」を「決算期」
に改むること

第二百二十六 第七十條の規定を改め会社を代表すべき取

締役は定款又は株主總會の決議に依り取締役の互選を以
て之を定むることを得るものとする

第二百二十七 会社は社長、副社長、専務取締役、常務取締
役其他会社を代表する権限を有するものと認むべき名稱

を附したる取締役の爲したる行為に付き其者が会社を代
表する権限を有せざる場合と雖も尚ほ善意の第三者に対
して責に任ずるものとする

第二百二十八 第七十四條の規定は之を削除すること

第二百二十九 第七十五條第一項の規定を改め取締役は株
主總會の認許あるに非ざれば会社と同種の営業を目的と
する他の会社の取締役たることを得ざるものとするこ
と

第二百三十 第七十八條の規定に依りて少数株主権を行使
することを得る株主は訴の提起を否決したる株主總會前
三か月以上引続き株主たりし者たることを要するものと
すること

右の規定に依り提起したる訴の取下、和解又は請求の抛
棄を爲すには少数株主の議決権の過半数の同意あること
を要するものとし但之に反対の株主が資本の十分の一以
上に当たるときは取下等を爲すことを得ざるものとする
こと

第三款 監査役

第三十一 第八十四條の規定に依り一時取締役の職務
を行ふ監査役の氏名の登記を爲すことを要するものとする

ること

第三百三十二 第八十七條の規定に付き決議第三百十と同趣旨の改正を為すこと

第四節 会社の計算

第三百三十三 第九十條中「一週間前」を「二週間前」に改め且財産目録、貸借対照表及び損益計算書は命令を以て定むる様式に準拠して之を作成すべき旨の規定を施行法中に設くること

第三百三十四 営業用の固定財産には其取得価額又は製作価額以上の価額を附することを得ざる旨の規定を設くること

第三百三十五 取引所の相場ある有価証券に付ては決算期の属する月に於ける平均価格に超えざる価格を記載することとを要するものとする

第三百三十六 第二百二十五條第五号の規定に依り会社の負担に帰したる金額及び会社設立の爲めに支出したる税額を貸借対照表の資産に計上したる場合に於ては会社設立の後、若し建設利息の定あるときは其配当を止めたる後五年内に毎決算期に於て均等額以上の償却を為すことを要するものとする

第三百三十七 社債発行の場合に於ては社債総額と会社の手

取額との差額は之を貸借対照表上の資産に計上し社債償還の期限内に毎決算期に於て均等額以上の償却を為すこととを得るものとする

第三百三十八 第九十一條第一項中「会日前」を「会日の一週間前」に改め且同條第三項として株主及び会社の債権者は費用を支払ひて第九十條の書類の謄本又は抄本の交付を請求することを得べき旨の規定を設くること

第三百三十九 第九十四條第一項の規定を改め「利益を配当する毎に」とあるは「配当毎に」の意味なること及び「其利益」とあるは「其決算期の利益」の意味なることとを明かにすること

第三百四十 第九十四條第二項の規定中「其額面を越ゆる金額」とあるを「其額面を越ゆる全額より発行の爲めに必要な費用を控除したる金額」の意味に改むること

第三百四十一 第九十四條の準備金は損失を填補する爲めにのみ支出することを得べき旨の規定を設くること

第三百四十二 第九十六條の利息を配当すべき期間に付き定款を以て其最長期を定むることを要するものとし且利息として配当したる金額は之を資産に計上することを得

るも年六分に超ゆる利益を配当する場合に於ては少くとも其六分を超過して配当する金額と同額を其償却に充当することを要するものとする

第四百四十三 現に第九十六條の配当を為す会社は資本増加の場合に於ては第九十六條の規定に準じて新株に対しても利息の配当を為すことを得べきものとし且此場合に於ては最長期に関する定款の規定の変更を認むるものとする

第四百四十四 第九十八條の規定に依りて検査役の選任を請求することを得る株主は其請求前三か月前以上引続き株主たりし者たることを要するものとし且其請求を為すには業務執行に不正行為あること又は法令定款に対する重大なる違反あることを疎明することを要するものとする

第四百四十五 株式会社の使用人の身元保証金其他雇用関係に基き会社に対して有する債権に付ては其者は会社の財産の上に一般の先取特権を有するものとする

第五節 社 債

第四百四十六 第二百條の適用に關し旧社債償還の爲めに社債を募集する場合に於ては社債の総額中に其旧社債の額

を算入せざる旨の規定を設け且同條第二項及び第二百三條第二項第五号中「現存する財産」とあるは「現存する純財産額」の意味なることを明かにすること

第四百四十七 第二百三條第二項及び第二百五條第二項規定の事項中に「債券を記名式又は無記名式に限りたる場合に於ては其旨」を加へ且第二百三條第二項規定の事項中に「旧社債償還の爲めに払込株金額又は現存純財産額に超えて社債を發行する場合に於ては其旨」を加ふること

第四百四十八 社債権者集會の制度を認め之に付き大体左の如き趣旨の規定を設くること

一 數種の社債を發行したるときは各一種の社債毎に其社債権者集會を開くべきものとする

二 社債権者集會は会社の取締役、清算人又は破産管財人之を召集すべきものとし社債総額の十分の一以上に当たる社債権者が會議の目的たる事項及び其召集の理由を記載したる書面を提出して召集を請求したる場合に於て召集権者が其手續を為さざるときは請求者は裁判所の許可を得て社債権者集會を召集することを得べきものとする

三 社債権者集會の召集、社債権者の議決権、社債権

者集会の議事、其決議の方法及び決議無効の訴等に付ては株主総会に関する商法の規定及び社債権者集会に関する担保附社債信託法の規定に準じて適当に規定すること

四 社債権者集会に於ては社債元利金の支払の猶予、不履行に因りて生じたる責任の免除、和解、和議、強制和議、資本減少又は合併の承認又は之に對する異議の申述等に付き決議を為すことを得べきものとすし且其決議の効力は総社債権者を羈束するものとすること

五 社債権者集会の費用は会社の負担とすること
第四百四十九 社債権者集会は一人又は数人の代表者を選任し其決議事項の決定及び其決議の執行を委任することを得べきものとし之に付き大体左の如き趣旨の規定を設くること

一 代表者の選任、解任及び其公告並に通知に付ては担保附社債信託法の規定に準じて適当に規定すること

二 数人の代表者は社債権者集会の決議を以て別段の定を為さざるときは過半数を以て其権限に属する事

項を決定し且執行するものとすること

三 代表者は総社債権者に代はりて裁判上及び裁判外の行為を為すことを得べきものとし此場合に於て各別に社債権者を表示することを要せざるものとする

四 代表者の事務処理の費用及び報酬は裁判所の許可を得て会社をして之を負担せしむることを得るものとする

第五百十 会社が社債の利息の支払を怠り又は定期に社債の一部を償還すべき場合に於て其償還を怠りたるときは担保附社債信託法第七十九条乃至第八十一条の規定に準じ社債権者集会の決議を以て会社をして社債総額に付き期限の利益を失はしむることを得るものとする

第五百十一 第二百七条の規定は社債申込証及び債券に債券を記名式又は無記名式に限る旨の記載なき場合に限り適用せらるべきものとする

第六節 定款の変更

第五百十二 第二百十条の規定を削除すること

第五百十三 設立後二年内に為されたる決議に依る資本増加又は資本総額を倍額に超ゆる額とする資本増加に関し

て左の趣旨の特別規定を設けること

一 現物出資又は財産引受の決議ありたるときは裁判所選任の検査役をして調査を為さしめ其決議を不当と認めたる場合に於て裁判所は第三百三十五条の規定に準拠し相当の処分を為すことを得るものとする

二 資本増加後二年内の財産取得に付ては決議第七十九に準ずること

三 株式申込証に付ては決議第八十二に準ずること

四 資本増加に関する取締役又は監査役の責任免除に付ては決議第九十三に準ずること

第百五十四 左の事項は資本増加の決議と同時に之を決議することを要するものとする

一 新株の額面以上の発行

二 新株の申込人に対し資本増加の後其財産を有償に譲受くべき旨を約したるときは其者、其目的たる財産及び価格

三 或者に新株引受権を与へむとするときは其者及び其引受権

第百五十五 将来の資本増加の場合に於て或者に新株引受

権を与ふべき旨の契約は株主総会の特別決議に依り之を締結することを得べき旨の規定を設けること

第百五十六 資本増加の場合に於ける現物出資に付き決議第八十五に準ずる規定を設けること

第百五十七 第二百十二条の三第一項の規定事項中に優先株又は後配株あるときは其種類及び其各種の株式の數、株式譲渡の制限、株券裏書の禁止又は議決権の制限に関する事項並に新株申込人に対し資本増加の後其財産を有償に譲受くべき旨を約したるときは其者、其目的たる財産及び価格を加ふること

第百五十八 資本増加の場合に於て新株の所有者たる普通株主又は優先株主に其株式を優先株又は普通株に転換する請求権を与ふることを得るものとし之に関して左の趣旨の規定を設けること

一 転換を請求し得べき期間は資本増加の決議を以て之を定め定款に其旨を記載し且之を登記すべきものとすること

二 普通株を優先株に転換する場合に於ては其優先株の種類は資本増加の決議を以て之を定め定款に其旨を記載し且之を登記すべきものとする

- 三 株式の転換の請求は法定の事項を記載したる書面を以て之を為さしむるものとする
 - 四 株式の転換は株券の引換に依りて之を為すものとする
 - 五 転換請求権を有する普通株主に関しては第二百一十二条の規定を準用すること
 - 六 取締役は毎営業年度末より法定の期間内に其営業年度中に為したる転換の結果生じたる優先株の数の増減を登記すべきものとする
- 第二百五十九 資本増加の一方法として社債権者に社債を株式に転換する請求権を与へ其転換ありたる部分に付き資本の増加を生ずることを認むるものとし之に關して左の趣旨の規定を設けること
- 一 増加すべき資本の総額、転換せらるべき社債及び其転換を請求し得べき期間は資本増加の決議を以て之を定め定款に其旨を記載し且之を登記すべきものとする
 - 二 社債転換の条件は資本増加の決議を以て之を定め且如何なる場合に於ても株式の額面以下の発行と同結果を生ぜしめず又額面超過額を法定基準金に組

- 入るべき旨の規定を潜脱することを得せしめざる様適當に規定すること
- 三 社債の転換の請求は法定の事項を記載したる書面を以て之を為さしむるものとする
 - 四 社債の転換は債券と引換に株券を交付するに因りて之を為すものとする
 - 五 取締役は毎営業年度末より法定の期間内に其営業年度内に為したる転換の結果生じたる資本増加を登記すべきものとする
- 第六十 資本の増加は第二百七条の登記に因りて其効力を生ずるものとする但第二百十三条の總會に於ては新株引受人をして株主と同様の権利を行使せしむることとし且其株金払込の期日より利益又は利息の配当を受けることを得るものとする
- 第六十一 資本増加の場合に於ける株式引受無効の主張の制限に付き設立の場合に準する規定を設けること
- 第六十二 資本増加の無効は株主、取締役又は監査役より訴を以てのみ之を主張することを得るものとする
- 資本増加無効の訴の提起ありたる場合に於て其無効の原因たる瑕疵が補完せられたるとき其他会社の現況が資本

増加を有効ならしむるに支障なきときは裁判所は資本増加無効の請求を棄却することを得る旨の規定を設けると

資本増加無効の訴は資本増加の登記の日より六か月内に之を提起することを要するものとし第九十九条の三乃至第九十九条の五、第六十三條の二第二項、第三項及び第六十三條の三の規定を準用するものとする

資本増加無効の判決が確定したときは株式の強制消却に準ずる規定に依り将来に向て新株を無効とし判決確定当時の会社財産の状況に応じ株金の払戻又は未払込株金の徴収を為すことを要するものとする

第六十三 第二百二十條第二項の準用規定中第七十九條第三項及び第八十條を削除すること

第六十四 異議を述べたる債権者に弁済を為し又は相當の担保を供するに代へ之を受益者として信託会社に信託を為すことを得る旨の規定を設けること

第六十五 会社に株金払込額を異にする株式ある場合に於て其株式間に於て株式の併合又は消却の割合を異にするには株主總會の決議の外其各種の株主の總會の決議のあることを要するものとする

第六十六 第二百二十條の二の規定に追加し無記名株を發行したる場合に於て同條の通知に代へ公告を為すことを要するものとする

第六十七 第二百二十條の三第一項の規定を改め株主が株券を提供したる場合に於て併合に適せざる株あるときは其併合に適せざる部分のみに付き失権すべきものとし之に応じて第二百二十條の四準用の第二百五十三條の二の規定を改むること

第六十八 資本減少の無効は株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び資本減少の登記前の会社債権者に限り訴を以てのみ之を主張することを得るものとし決議第六十二第二項及び第三項と同趣旨の規定を設けると

第六節の二 会社の整理

第六十九 第四章第六節の次に「会社の整理」の一節を加へ左の趣旨の規定を設けること

一 会社が支払不能若くは債務超過に陥るの虞あるとき又は支払不能若くは債務超過の疑あるときは裁判所は取締役、監査役、資本の十分の一以上に当たる株主又は払込たる株金額の十分の一以上に当たる債

権者の申立に因り会社に対し整理命令を発することを得るものとする

二 会社の業務に付き監督権を有する官庁は裁判所に整理命令の請求を為すことを得るものとする

三 裁判所整理命令を発したるときは左の処分を為すことを得るものとする

(イ) 会社に対し発起人、取締役又は監査役の責任の免除を禁止すること

(ロ) 整理命令前一年内に為したる責任の免除を取消すこと

(ハ) 取締役又は監査役の解任を命ずること

(ニ) 会社財産の処分の禁止、業務の制限其他必要な保全処分を為すこと

(ホ) 会社の業務及び財産の全般に涉り監督命令を発し重要な行為に付き裁判所の選任したる監督者の同意を要する旨を命ずること

(ヘ) 会社の業務及び財産の全般に涉り管理命令を発すること

(ト) 会社に対し整理又は和議に関する立案及び実行を命ずること

(チ) 発起人、取締役又は監査役の責任に属する損害賠償額を査定すること但当事者異議あるときは法定期間内に訴を提起することを妨げざること

四 (イ) 前号 (ト) の命令ありたる場合に於て取締役は株主をして株金払込を為さしむる必要ありと認むるときは各株主に対し其有する株式の数及び未払込額を通知し異議あらば一か月を下らざる一定の期間内に之を申出づべき旨を催告することを要するものとし此場合に於て株主が異議を述べざるときは其数額は確定し異議を述べざるときは取締役は意見を附して之を裁判所に報告し裁判所は非訟事件手続法の規定に依りて裁判を為すものとする

(ロ) 取締役は右の手續に依り確定したる所に基き各株主の有する株式の数及び未払込額を記載したる株主表を作成して裁判所の認可を受くべきものとし且払込の催告を為す際予め其金額に付き裁判所の認可を受くべきものとする

(ハ) 右認可ありたるときは其株主表は各株主の払

- 込むべき金額に付き債務名義たるの効力を有するものとする事
- 五 強制執行、仮差押、仮処分及び破産との関係に付き和議法第十五条、第十七条、第四十条及び第五十一条に準ずる規定を設ける事
- 六 会社に破産原因を生ずべき虞ある場合に於て裁判所必要と認むるときは和議の申出を為すことを認可することを得るものとし此場合に於ては和議法の規定に準じて和議を為すことを得るものとする事
- 七 会社に破産原因あること分明なるに至りたる場合に於て裁判所必要と認むるときは職権を以て破産の宣告を為すことを得るものとする事
- 八 整理命令の申立ありたる場合に於て必要ありと認むるときは裁判所は申立に因り又は職権を以て第三号(三)乃至(ハ)の処分を為すことを得るものとする事
- 九 会社債権の相殺に付き大体に於て破産法第四百四条と同趣旨の規定を設ける事
- 十 管理命令は裁判所の選任したる管理者をして之を執行せしむるものとする事
- 十一 裁判所は会社に対し整理又は和議に関する立案及び実行を命ずる場合に於て必要ありと認むるときは整理委員を選任し其立案及び実行に当たらしめ又は之に協力せしむることを得るものとする事
- 十二 会社財産の状況に因り必要ありと認むるときは裁判所は第一号に掲げたる者の申立に因り又は職権を以て検査命令を發することを得るものとする事
- 十三 検査命令は裁判所に於て選任したる検査役をして之を執行せしむるものとする事
- 十四 検査役は会社の業務及び財産の状況を調査し若し業績不良なるときは其原因を明かにし会社の設立業務の執行に関し発起人、取締役等に不正又は懈怠の行為なかりしや否やを究明することを要するものとする事
- 十五 検査役は会社の取締役、監査役、支配人等に対し会社の業務及び財産の状況に付き報告を求め会社の書類、帳簿、金銭、物品等を檢閲し其他前項の目的を達するに必要な一切の事情を調査することを得るものとする事
- 検査役は裁判所の許可を得て執達吏又は警察官の援

助を求むることを得るものとする事

十六 検査役は検査の結果を裁判所に報告すべきものとする事

殊に

(イ) 発起人又は取締役は第三百三十六条又は第二百十六条の規定に依る義務ありと思料するときは意見を附して之を報告すべきものとする事

(ロ) 発起人、取締役又は監査役に第四百二十二条の二、第四百七十七条又は第四百八十九条の規定に依り責任を負ふべき事実ありと思料するときは意見を附して之を報告すべきものとする事

(ハ) 財産の保全に関し応急の処分を為す必要ありと思料するときは意見を附して之を報告すべきものとする事

(ニ) 業務及び財産に関し監督又は管理を為す必要ありと思料するときは意見を附して之を報告すべきものとする事

(ホ) 整理の方針及び能否に付き意見を附して之を報告すべきものとする事

十七 本節の管轄裁判所は地方裁判所とする事

第七節 解散

第七十 第二百二十一条規定の事項中会社の目的たる事業の成功又は其成功の不能及び株主が七人未滿に減じたことを削除すること

第七十一 会社が其営業全部の譲渡を決議したるときは解散するものとする事

第七十二 会社が第七十四条第一号又は第二百二十一条第二号所定の事由に因りて解散したるときは株主総会の特別決議を以て会社を継続することを得るものとする事

第七十三 解散後の会社と雖も他の会社を存続会社とする合併を為すことを得るものとする事

第七十四 合併を為すには合併契約書を作成し之を株主総会に提出して合併の決議を為すことを要するものとする事

合併契約書の要領は第一百五十六条に定めたる通知及び公告に之を記載することを要するものとする事

第七十五 吸収合併の契約書には左の事項を定むることを要するものとする事

一 合併後存続する会社の増加すべき資本の総額

- 二 合併後存続する会社の発行すべき新株の数並に払込金額及び之を合併に因りて消滅する会社の株主に割当て交付する割合に関する事項
 - 三 合併に因りて消滅する会社の株主に支払ふべき金額を定めたるときは其金額
 - 四 各会社に於て合併の決議を為すべき株主總會の期日
 - 五 合併を為すべき期日に関する定を為したるときは其規定
- 第百七十六 新設合併の契約書には左の事項を定むることを要するものとする
- 一 合併に因りて設立する会社の目的、商号、資本の総額及び一株の価額
 - 二 合併に因りて設立する会社の発行すべき株式の数並に払込金額及び之を合併に因りて消滅する会社の株主に割当て交付する割合に関する事項
 - 三 合併に因りて消滅する会社の株主に支払ふべき金額を定めたるときは其金額
 - 四 各会社に於て合併の決議を為すべき株主總會の期日
- 五 合併に因りて設立する会社の創立總會の期日に關する定を為したるときは其規定
- 第百七十七 第二百二十五条第一項の準用規定中第七十九第三項及び第八十条を削除すること
- 第百七十八 合併の場合に付き決議第百六十四乃至第百六十七に準ずる規定を設くること
- 第百七十九 吸収合併の場合に於て合併に因りて消滅する会社に株式併合の爲めに失權したる株式ありたるときは合併後存続する会社は其新に発行すべき株式を売却したる後第二百十三条の規定に準じ株主總會を招集すべき旨の規定を設くること
- 第百八十 新設合併の場合に於ては各会社に於て選任したる者が公正証書を以て定款を作成し若し合併に因りて消滅する会社に株式併合の爲めに失權したる株式ありたるときは新に発行すべき株式を売却したる後第三十一条の規定に準じ創立總會を招集すべき旨の規定を設くること
- 第百八十一 合併に因りて設立する会社の創立總會には大體に於て第三百三十二条乃至第三百三十四条の規定の準用あるものとし且其創立總會に於ては合併契約に反せざる範

圈内に於てのみ定款変更の決議を為すことを得べき旨の規定を設けること

第百八十二 合併に關する第八十一条の登記は吸収合併の場合に於ては合併後存続する会社の第二百三十三条の規定に準ずる株主總會、新設合併の場合に於ては其創立總會終結の後二週間に之を為すことを要するものとすること

第百八十三 合併の無効は各会社の株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人及び合併の登記前の会社債権者に限り訴を以てのみ之を主張することを得るものとし決議第百六十二第二項、第三項及び決議第四十七第二項乃至第四項と同趣旨の規定を設けること

第八節 清算

第百八十四 第四章第八節を二款に分ち現在の規定を第一款総則とすること

第一款 総則

第百八十五 清算人は選任の後二週間に其氏名、住所及び解散の事由、年月日を裁判所に届出づることを要する旨の規定を設けること

第百八十六 清算人は債権届出期間内には会社債権者に對

し弁済を為すことを得ざる旨の規定を設けること但少額の債権又は担保ある債権等の弁済に付き裁判所の許可を得たる場合は此限に在らざるものとする

第百八十七 第二百三十条の承認ありたるときは清算人の責任は不正の行為ありたる場合を除くの外当然解除せられたるものと看做すべき旨の規定を設けること

第百八十八 第二百三十二条の規定を決議第五十八に準じて改め且決議第五十四、第五十六、第五十九及び第六十に準ずる規定を設けること

第百八十九 第二百三十三条に決議第六十三に準ずる改正を加ふること

第二款 特別清算

第百九十 第一款総則の次に「特別清算」の一款を加へ左の趣旨の規定を設けること

一 会社が債務超過に陥るの虞あるとき又は債務超過の疑あるとき其他清算の遂行に付き著しき困難ありと認むるときは裁判所は会社の債権者、監査役、株主若くは清算人の申立に因り又は職権を以て特別清算の開始を命ずることを得るものとする

二 会社の業務に付き監督権を有する官庁は裁判所に

特別清算の開始の請求を為すことを得るものとする
こと

三 清算人は会社、株主及び会社の債権者に対し公平に其利益の保護を図る義務を負ふものとする

四 清算人は会社に現存する金銭が会社の債務の金額を弁済するに足らざるときは其債権者に対し債権額の割合に応じて弁済を為すことを要するものとする
こと但少額の債権又は担保ある債権等の弁済に付き裁判所の許可を得たる場合は此限に在らざるものとする

五 清算人は清算実行の爲め必要あるときは債権者集會を招集することを得るものとする
届出を爲したる債権者の債権額の十分の一以上に当たる債権者の申出あるときは清算人は債権者集會を招集することを要するものとする

前項の申出ありたる場合に於て清算人が債権者集會を招集せざるときは申出を爲したる債権者は裁判所の許可を得て其招集を為すことを得るものとする
こと

六 届出ありたる各債権に付き債権者集會に於て議決

権を行はしむべきや否や及び如何なる金額に付き之を行はしむべきやは清算人之を定むるものとし異議あるときは裁判所之を定むるものとする

七 清算人は会社の業務及び財産の現況調査書、財産目録及び貸借対照表を債権者集會に提出し清算の実行に付ての方針及び見込を報告することを要するものとする

八 (イ) 債権者集會に於ては監査委員を選任することを
得るものとする

(ロ) 監査委員は三人以上とし其選任は裁判所の認可を要するものとする

(ハ) 監査委員は何時にても清算人に対して清算事務及び財産の状況の報告を求め且自ら之を調査することを得るものとする

(ニ) 破産法第七十二条、第七十四条及び第七百七十五条に準ずる規定を設ける

九 重要財産の処分、訴の提起、和解、仲裁契約等に付ては監査委員の同意、監査委員の選任なきときは債権者集會の決議を要するものとする

急迫なる事情あるときは債権者集會の決議に代へ裁

判所の許可を得べきものとする事

善意の第三者を保護する為め破産法第二百一条に準ずる規定を設ける事

十 第二百二十六条第一項の清算人は債権者集会の決議を以て之を解任する事を得るものとし且此場合於て後任清算人は裁判所之を選任するものとする事

十一 裁判所は何時にても清算人に対し清算事務及び財産の状況の報告を命じ其他清算の監督上必要なる調査を為す事を得るものとする事

十二 裁判所は清算の監督上必要と認むるときは会社財産の処分之禁止、業務の制限其他の保全処分を為す事を得るものとする事

十三 裁判所は重要なる事由あるときは職権を以て清算人を改任する事を得るものとする事

十四 債権者集会に於ては会社の申出に係る和議の条件に付き決議を為す事を得るものとし和議条件承認の決議は出席したる債権者の過半数にして其債権額が届出を為したる債権総額の四分の三以上に当たるもの同意を以て之を為し且裁判所の認可を要す

るものとする事

前項の和議に付ては破産法第三百四条、第三百二十六条等に準じ相当の規定を設ける事

十五 会社財産の状況に依り必要ありと認むるときは裁判所は清算人、監査役、監査委員、届出を為したる債権者の債権額の十分の一以上に当たる債権者若くは資本の十分の一以上に当たる株主の申立に困り又は職権を以て会社に対し検査命令を発することを命ずるものとする事

十六 検査役は検査の結果を裁判所に報告すべきものとし殊に決議第六十九第十六号(イ)乃至(ハ)に準ずる報告を為すべきものとする事

十七 裁判所前項の報告を受けたるときは決議第六十九第三号(イ)乃至(ニ)及び(チ)に準ずる処分を為すの外会社の財産が債務を完済するに不足なること分明なるに至りたる場合に於て第十四号に依る和議の見込なきときは職権を以て破産の宣告を為す事を得るものとする事

十八 決議第六十九第四号、第五号、第八号、第九号及び第十七号に準ずる定を為す事但決議第六十九

十九第八号中に引用せる第三号（一）の処分は之を除く

十九 会社が債務超過に陥るの虞あるとき又は債務超過の疑あるときは清算人は特別清算開始の申立を為すことを要するものとする

第五章 株式会社

第九十一 第二百三十六条第一項規定の事項中に無限責任社員と会社との関係を加ふること

第九十二 創立総会に於て定款の変更を決議したる場合に於て無限責任社員の一一致なきときは会社の設立は廃止せらるべき旨の規定を設けること

第九十三 株式会社に於て特別決議を要する事項に付ては株主総会の特別決議の外無限責任社員の一一致あることを要する旨の規定を設けること

第九十四 株主一人も無きに至りたるときは無限責任社員の一一致を以て合名会社として会社を継続することを得る旨の規定を設けること

第九十五 第二百五十三条第二項準用の第七十八条、第七十九条第一項、第二項を削除し無限責任社員は会社組

織変更前の会社債務に付き退社員に準ずる責任を負ふ旨の規定を設けること

第七章 罰 則

第九十六 発起人、取締役、株式会社合資会社の業務を執行する社員、監査役、管理者、整理委員、監督者又は株式会社若くは株式合資会社の清算人若くは支配人其他会社の営業に関する或種若くは特定の事項の委任を受けたる使用人其任務に背きたる行為を為し会社に財産上の損害を加へたるときは十年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処するものとする

第九十七 社債権者集会の代表者其任務に背きたる行為を為し社債権者に財産上の損害を加へたるときは五年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処するものとする

第九十八 第二百六十一条の規定を改め左の場合に於て発起人、取締役、株式合資会社の業務を執行する社員、監査役、検査役又は株式会社若くは株式合資会社の支配人其他会社の営業に関する或種若くは特定の事項の委任を受けたる使用人を五年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処するものとする

- 一 会社の設立又は資本増加の場合に於て株式総数の引受若くは株金の払込額に付き又は第二百二十二条（第一号及び第二号を除く）、第二百二十二条の二若くは決議第百五十四第二号に掲ぐる事實に付き裁判所又は総会に対し不実の申述を為し又は事実を隠蔽したるとき
 - 二 何人の名義を以てするを問はず会社の計算に於て不正に其株式を取得し又は質権の目的として之を受けたるとき
 - 三 法令又は定款の規定に違反して利益又は利息の配当を為したるとき
 - 四 会社の営業の範囲外に於て貸付若くは手形の割引を為し又は投機取引の爲めに会社財産を処分したるとき
- 第二百十九 左の場合に於ては五年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処するものとする
- 一 発起人、取締役、株式合資会社の業務を執行する社員、外国会社の代表者、株式会社若くは株式合資会社の支配人又は第二百四条の二に規定する者会社に設立し、資本を増加し又は社債を募集する場合に

於て人を欺罔する目的を以て株式申込証、社債申込証、目論見書、株式又は社債の募集の広告其他株式又社債の募集に関する文書に虚偽の記載を為し之を行使したるとき

- 二 社債を引受たる者其引受たる社債の売出を為す場合に於て人を欺罔する目的を以て社債の募集広告其他募集に関する文書に虚偽の記載を為し之を行使したるとき

第二百四条の二に規定する者又は社債を引受けたる者会社なるときは其取締役、業務を執行する社員又は支配人にして前項の行為を為したるものを処罰するものとする

第二百 発起人、取締役、株式合資会社の業務を執行する社員、株式会社若くは株式合資会社の清算人又は支配人株金の払込若くは会社財産の状況を仮装する為め其他不正の目的を以て預合を為したるときは三年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処し相通じて預合に応じたる者亦三年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処するものとする

第二百一 発起人、取締役、株式合資会社の業務を執行す

る社員、監査役、検査役、管理者、監査委員、整理委員、監督者、社債権者集会の代表者又は株式会社若しくは株式会社合資会社の清算人若しくは支配人其他会社の営業に関する或種類若しくは特定の事項の委任を受けたる使用人其職務に關し不正の利益を收受し又は之を要求若しくは約束したるときは三年以下の懲役又は三千円以下の罰金に処し不正の利益を交付、提供又は約束したる者亦三年以下の懲役又は三千円以下の罰金に処するものとする

不正の利益を交付、提供又は約束したる者自首したるときは其刑を減輕又は免除することを得るものとする
第二百二 左に掲げたる事項に關し何等の名義を以てする者を一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処するものとする

- 一 總會又は債権者集会に於ける發言若しくは不發言又は議決権の行使若しくは不行使
- 二 總會の決議無効の訴其他本編に規定する訴の提起若しくは不提起又は資本の十分の一以上に當たる株主の権利の行使若しくは不行使
- 三 社債権者集会に於ける發言若しくは不發言、議決権

の行使若しくは不行使、社債権者集会の決議無効の訴の提起若しくは不提起又は社債総額の十分の一以上に當たる社債権者の権利の行使若しくは不行使

第二百三 決議第二百一及び第二百二の場合に於て收受したる利益は之を没收す若し其全部又は一部を没收すること能はざるときは其価格を追徴するものとする

第二百四 決議第二百二に掲げたる事項に關し不正の目的を以て金銭其他財産上の利益を交付又は提供したる者を一年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処するものとする

第二百五 株金払込の責任を免るる目的を以て他人又は存在せざる者の名義を用ゐて株式を引受若しくは譲受たる者又は株式の譲渡を仮装したる者を一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処するものとする

第二百六 第二百六十二條及び第二百六十二條の二の規定を改め左の場合に於て發起人、会社の業務を執行する社員、取締役、外国会社の代表者、監査役、検査役、管理者、監査委員、整理委員、清算人、社債権者集会の代表者又は株式会社若しくは株式会社合資会社の支配人を五千円以下の過料に処するものとする

- 一 本編に定めたる登記を為すことを怠りたるとき
- 二 本編に定めたる公告若しくは通知を為すことを怠り又は不正の公告若しくは通知を為したるとき
- 三 本編の規定により閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を許すべき書類を正当の理由なくして閲覧せしめず又は其謄本若しくは抄本の交付を為さざるとき
- 四 本編の規定に依る検査又は調査を妨げるとき
- 五 官庁、総会、社債権者集会又は債権者集会に対し不実の申述を為し又は事実を隠蔽したるとき
- 六 第二百二十六条第二項、第二百三十三条第二項、第二百三十二条の三第一項及び第二百三十八条第二項の規定に違反し株式申込証又は社債申込証を作らず之に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を為したるとき
- 七 決議第九十六の規定に違反して権利株の譲渡又は其予約を為したるとき
- 八 第四百四十七条第一項又は第二百七十七条第三項の規定に違反して株券を発行したるとき
- 九 株券又は債券に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を為したるとき
- 十 第五百五十一条第二項の規定に違反して株式の消却を為したるとき
- 十一 正当の理由なくして株券の名義書換を為さざるとき
- 十二 決議第九九の規定に違反して株券を無記名式と為したるとき
- 十三 定款、株主名簿、社債原簿、議事録、財産目録、貸借対照表、営業報告書、事務報告書、損益計算書、準備金並に利息の配当に関する議案、第二十五条の帳簿及び決議第九十第七号の現況調査書に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載を為したるとき
- 十四 第七十一条第一項又は第九十一条第一項の規定に依り会社に備へ置くべき帳簿又は書類を本店又は支店に備へ置かざるとき
- 十五 第五百五十七条、第九十八条第二項又は第二百三十四条に於て準用する第五百五十七条の規定に違反して株主総会を招集せざるとき又は定款に定めたる地以外の地に於て若しくは決議第一百四十四の規定に違反して株主総会を招集したるとき
- 十六 法令又は定款の規定に依る取締役又は監査役の

定員に不足を生じたる場合に於て其選任手続を為すことを怠りたるとき

十七 決議第九十第十九号の規定に違反して特別清算開始の申立を為すことを怠り又は民法第八十一条の規定に違反して破産宣告の請求を為すことを怠りたるとき

十八 第九十四号の規定に違反して準備金を積立てず又は決議第四百一条の規定に違反して準備金を支出したるとき

十九 第二百条の規定に違反して社債を募集し又は第二百五条第一項の規定に違反して債券を発行したるとき

二十 旧社債償還の爲めに払込金額又は現存純財産額を超えて社債を発行したる場合に於て旧社債の償還を為さざるとき

二十一 第七十八条又は第七十九条の規定に違反して合併、会社財産の処分、資本の減少又は組織の変更を為したるとき

二十二 第二百六十条の規定に依る裁判所の命令に違反したるとき

二十三 裁判所の選任したる管理者又は清算人に事務の引渡を為さざるとき

二十四 清算の結了を遅延せしむる目的を以て民法第七十九条の期間を不当に定めたるとき

二十五 民法第七十九条の期間内に或債権者に弁済を為し又は決議第九十第四号の規定に違反して弁済を為したるとき

二十六 第九十五条の規定に違反して会社財産を分配したるとき

二十七 決議第六十九第七号（ホ）又は決議第九十第十二号の規定に依る裁判所の命令に違反したるとき

二十八 決議第九十第九号の規定に違反したるとき
前項に掲ぐる者自己若くは他人に利益を与へ又は他人に損害を加ふることを知りて前項の行為を為したるときは一年以下の懲役若くは禁錮又は千円以下の罰金に処するものとする

希望決議

本案の罰則に付ては大体要綱に基くも起草の際一般刑事法との關係を審究し要綱の本旨に反せざる範圍内に於て適當

なる変更追加を為すを妨げざるべし

* 法律時報第三巻第一〇号（昭和七年）七二
頁以下を底本とする。旧漢字を新漢字とし
た。